

田原本町議会会議録目次

○9月5日（第2日）

開議（午前10時00分）…………… 2－6

一般質問

1. 6番 西川六男議員…………… 2－6

3期目を目指す寺田町長のまちづくりの政策について

1. 活気ある田原本町にするためにどのように取り組まれるのか。
2. 田原本町の農業の活性化のために耕作放棄地の解消に向けた取組をどのように進められるのか。
3. 空き家の増加対策はどのように進められるのか。
4. 子育て支援について
 - ①保育所の待機児童の解消にどのように取り組まれるのか。
 - ②中学校の給食は、実施するのか否か。
5. 特別養護老人ホームの増設や誘致に取り組まれるのか。
6. 老人クラブの活性化の為に町の補助金を増額される考えがあるか。
7. 学校教育の充実について
 - ①少人数学級編制・「30人学級」をさらに拡充されるのか。
 - ②学校の規模の適正化にどのように具体的に取り組まれるのか。
8. 清掃工場の協定書の未実施の項目にどのように対応されるのか。
9. 中継施設の建設について
 - ①町・内外の周辺自治会・住民・団体などへの建設の理解を求める取組はされるのか。
 - ②地元矢部自治会に「協力金（迷惑料）3000万円を支払う。さらに環境整備費として1億円の事業（地元負担なし）を行う」で建設の合意を得られたのは事実か。

③この協力金（迷惑料）・環境整備費は、今後周辺自治会にも拡大されるのか。

10. 御所市でのごみ処理施設の建設に関して不正等が起こらないようにどのように取り組まれるのか。

2. 1番 阪 東 吉三郎 議員…………… 2－18

I. 奈良盆地東縁断層帯地震、東海・東南海・南海地震に備える防災計画の推進進捗状況について

1. 災害対策の3本柱として、（1）災害に強い人づくりはできているのか。（2）災害に強いまちづくりはできているのか。（3）災害に備えた防災体制づくりはできているのか。

2. 防災ビジョンの、（1）過去の水害等の経験を忘れずに、町民は防災文化を継承して「自助」努力を促進できているのか。（2）田園都市の特性を活かし、地域住民は繋がりによる助け合いの「共助」を促進できているのか。（3）貴重な文化財や伝統的景観を次世代に継承するとともに、再開発などにより常に安全な新しいまちづくりを目指して、町は関係機関等と連携し、力強い「公助」を推進できているのか。

II. 高齢者対策について

1. 高齢者のひとり暮らしや夫婦のみの世帯に対して、日常の安否確認や支援、さらには大地震や災害等から生命・身体の安全確保をどのようにされようとしているのか。

3. 9番 吉 田 容 工 議員…………… 2－22

1. 洪水対策について

①今回被害が発生した地域に対してどのような対策を講じてきたのか。

②大雨が降る時の、大和川の水門対応はどうなっていますか。今回の対応はどうだったのか。

2. 子ども子育て支援事業計画について

①本町の事業計画のあらましを説明願います。

②保育所の待機児解消のためにどうこたえるのか。幼稚園預かり保育を実施するのか。

3. やまと広域環境衛生事務組合について

- ①施設建設費負担は規約通り実施されるのか。
- ②御所市クリーンセンター解体費を本町が負担することはないのか。
- ③健康増進施設建設費用等を本町が負担する必要はないのか。

4. 町道黒田石橋線について

- ①黒田石橋線の交差点に信号が必要ではありませんか。

4. 4番 森 良子 議員…………… 2-38

1. 水仙会館の使用について

- (1) 契約の期限が切れた後はどうなりますか。
- (2) 今後、どのように活用されますか。

2. 旧第一体育館の用地活用について

- (1) 公共用地として有効活用する考えはありますか。
- (2) 住民の意見や要望を聞かれていますか。

5. 5番 古立憲昭 議員…………… 2-42

胃がん対策について

ピロリ菌検診費用の補助を。

胃がん撲滅の推進を。

子ども子育て支援新制度について

新制度をふまえて本町の子ども子育て支援の方針は。

新制度における実際の対応は。

使用済み小型家電リサイクル法について

本町の対応は。

6. 11番 松本美也子 議員…………… 2-52

1. 教育環境の整備拡充について

- (1) 幼稚園、小、中学校の普通教室の空調設備整備について
- (2) 学校図書館の読書環境の整備について

2. 危険ドラッグ薬物の未然防止策の拡充について

- (1) 田原本町における危険ドラッグ、薬物の販売に対して、早急な規制強化のための条例制定について

(2) 危険ドラッグ、薬物の危険性の周知及び学校教育の強化について	
総括質疑（議第34号より認第2号までの19議案について）	2-64
散会（午後2時54分）	2-82

平成26年 第3回 定例会

田原本町議会会議録

平成26年9月5日

午前10時00分 開議

於田原本町議会議場

1, 出席議員 (14名)

1番 阪東吉三郎君	2番 森井基容君
3番 安田喜代一君	4番 森良子君
5番 古立憲昭君	6番 西川六男君
7番 竹邑利文君	8番 辻一夫君
9番 吉田容工君	10番 植田昌孝君
11番 松本美也子君	12番 小走善秀君
13番 吉川博一君	14番 松本宗弘君

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 藤原庸雅君 議事係長 中辻 勇君

1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長 寺田典弘君	副町長 石本孝男君
総務部長 楯田芳嗣君	総務部参事 北口尚吾君
住民福祉部長 持田尚顕君	産業建設部長 福岡伸卓君
上下水道部長 岡 努君	秘書広報課長 岡本達史君

監査委員	井上喜一君	教育委員長	後藤田和子君
教育長	片倉照彦君	教育部長	寺田元昭君
会計管理者	奥山佳延君	選挙管理委員会 事務局長	吉田悦治君
農業委員会 事務局長	山内章司君		

平成26年田原本町議会第3回定例会議事日程

9月5日（金曜日）

○開 議（午前10時）

○一般質問

1. 6番 西川六男 議員

3期目を目指す寺田町長のまちづくりの政策について

1. 活気ある田原本町にするためにどのように取り組まれるのか。
2. 田原本町の農業の活性化のために耕作放棄地の解消に向けた取組をどのように進められるのか。
3. 空き家の増加対策はどのように進められるのか。
4. 子育て支援について
 - ①保育所の待機児童の解消にどのように取り組まれるのか。
 - ②中学校の給食は、実施するのか否か。
5. 特別養護老人ホームの増設や誘致に取り組まれるのか。
6. 老人クラブの活性化の為に町の補助金を増額される考えがあるか。
7. 学校教育の充実について
 - ①少人数学級編制・「30人学級」をさらに拡充されるのか。
 - ②学校の規模の適正化にどのように具体的に取り組まれるのか。
8. 清掃工場の協定書の未実施の項目にどのように対応されるのか。
9. 中継施設の建設について
 - ①町・内外の周辺自治会・住民・団体などへの建設の理解を求める取組はされるのか。

②地元矢部自治会に「協力金（迷惑料）3000万円を支払う。さらに環境整備費として1億円の事業（地元負担なし）を行う」で建設の合意を得られたのは事実か。

③この協力金（迷惑料）・環境整備費は、今後周辺自治会にも拡大されるのか。

10. 御所市でのごみ処理施設の建設に関して不正等が起こらないようにどのように取り組まれるのか。

2. 1番 阪 東 吉三郎 議員

I. 奈良盆地東縁断層帯地震、東海・東南海・南海地震に備える防災計画の推進進捗状況について

1. 災害対策の3本柱として、（1）災害に強い人づくりはできているのか。（2）災害に強いまちづくりはできているのか。（3）災害に備えた防災体制づくりはできているのか。

2. 防災ビジョンの、（1）過去の水害等の経験を忘れずに、町民は防災文化を継承して「自助」努力を促進できているのか。（2）田園都市の特性を活かし、地域住民は繋がりによる助け合いの「共助」を促進できているのか。（3）貴重な文化財や伝統的景観を次世代に継承するとともに、再開発などにより常に安全な新しいまちづくりを目指して、町は関係機関等と連携し、力強い「公助」を推進できているのか。

II. 高齢者対策について

1. 高齢者のひとり暮らしや夫婦のみの世帯に対して、日常の安否確認や支援、さらには大地震や災害等から生命・身体の安全確保をどのようにされようとしているのか。

3. 9番 吉 田 容 工 議員

1. 洪水対策について

①今回被害が発生した地域に対してどのような対策を講じてきたのか。

②大雨が降る時の、大和川の水門対応はどうなっていますか。今回の対応はどうだったのか。

2. 子ども子育て支援事業計画について

①本町の事業計画のあらましを説明願います。

②保育所の待機児解消のためにどうこたえるのか。幼稚園預かり保育を実施するのか。

3. やまと広域環境衛生事務組合について

①施設建設費負担は規約通り実施されるのか。

②御所市クリーンセンター解体費を本町が負担することはないのか。

③健康増進施設建設費用等を本町が負担する必要はないのか。

4. 町道黒田石橋線について

①黒田石橋線の交差点に信号が必要ではありませんか。

4. 4番 森 良子 議員

1. 水仙会館の使用について

(1) 契約の期限が切れた後はどうなりますか。

(2) 今後、どのように活用されますか。

2. 旧第一体育館の用地活用について

(1) 公共用地として有効活用する考えはありますか。

(2) 住民の意見や要望を聞かれていますか。

5. 5番 古立憲昭 議員

胃がん対策について

ピロリ菌検診費用の補助を。

胃がん撲滅の推進を。

子ども子育て支援新制度について

新制度をふまえて本町の子ども子育て支援の方針は。

新制度における実際の対応は。

使用済み小型家電リサイクル法について

本町の対応は。

6. 11番 松本美也子 議員

1. 教育環境の整備拡充について

(1) 幼稚園、小、中学校の普通教室の空調設備整備について

(2) 学校図書館の読書環境の整備について

2. 危険ドラッグ薬物の未然防止策の拡充について

(1) 田原本町における危険ドラッグ、薬物の販売に対して、早急な規制強化のための条例制定について

(2) 危険ドラッグ、薬物の危険性の周知及び学校教育の強化について

○総括質疑（議第34号より認第2号までの19議案について）

○散 会

本日会議に付した事件

議事日程に同じ

午前10時00分 開議

- 議長（辻 一夫君） ただいまの出席議員数は14名で定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。日程に入ります。
-
-

一 般 質 問

- 議長（辻 一夫君） 一般質問を議題といたします。なお、質問については念のため申し上げます。会議規則第63条において準用する第55条の規定により3回を超えることはできません。それでは質問通告順により順次質問を許します。6番、西川議員。

（6番 西川六男君 登壇）

- 6番（西川六男君） 議長の許可をいただきましたので、町民の皆様を代表して質問いたします。

3期目を目指す寺田町長の立候補されるに当たって、どのようなまちづくりをされるのか、その政策について具体的に質問をしたいと思います。

活気ある田原本町にするためにどのように取り組まれるのか、お聞きをしたいと思います。

これまでジャスコをはじめ多くの店舗が町外へ退出し、一部田原本インターチェンジ付近には大型小売店舗が最近進出してまいりましたが、田原本町全体としては活力が失われてきております。

かつて“大和の大阪”と呼ばれた田原本町を活気のあるまちにするためには、どのように取り組まれるのか。町長としてのまちづくりの基本的な政策、構想をお聞かせいただきたいと思います。

田原本町の農業の活性化のために、耕作放棄地の解消に向けた取組をどのように進められるのか、お聞きをしたいと思います。

耕作放棄地は、農業従事者が高齢化し、そのリタイア等に伴い急激に拡大しております。特に、土地持ち非農家の所有する農地の耕作放棄地が急増しており、今後とも拡大の可能性が高い状況であります。

この問題に対して農林水産省は、農業改革の1つとして、農地流動化を進めるために都道府県段階で「農地中間管理機構を整備する」としております。本町の耕作放棄地の面積は、平成23年度で約7ヘクタールありますけれども、今後社会情勢から考えて増加するものと考えられます。今後、国の農業改革が行われますけれども、町長として耕作放棄地に対する対策をどのように取り組まれるのか、お聞きをしたいと思います。

総務省が本年7月に発表した2013年10月現在の住宅・土地統計調査によりますと、全国の総住宅数6,063万戸のうち820万戸が空き家で、7戸から8戸のうち1戸が空き家になっております。

空き家率上昇の背景には、住宅を撤去して更地にすると固定資産税の軽減措置が受けられなくなるため、相続した住宅をそのまま空き家に行っているケースが増えたことや、地方から都市部への人口流出があると見られます。そのような空き家は、防災面や景観上の支障・衛生上の問題、防犯上の問題などが発生します。

この空き家問題に対して、2010年に所沢市で制定されました「所沢市空き家等の適正管理に関する条例」を皮切りに、全国各地で「空き家対策条例」が作られ、本年4月時点で355の自治体が制定しております。また、“空き家バンク”の活用などに374もの自治体に取り組んでおります。田原本町では平成20年の調査で、空き家が1,590戸存在するということですが、それ以降も増加していると考えられます。

さきの6月議会でも植田議員から、空き家で火災が起きた事例を挙げて「空き家対策の取組をもう少し真剣に考えたほうがいいのではないか」と指摘されておりますが、「空き家対策条例」を作るなど、社会の変化に対応した具体的な取組をどのように進められるのか、お聞きをしたいと思います。

保育所の待機児童の解消にどのように取り組まれるのか、お聞きしたいと思います。

寺田町長は、待機児童解消に向けて宮古保育園の改修等に多額の補助金等を支出されましたけれども、今なお待機児童は解消されておられません。

町内の3つの保育所では、8月当初現在、保育所への入所待ち、すなわち待機児童が5名おいでになります。町長として3期目は、この問題にどのように取り組ま

れるのか、お聞きをしたいと思います。

次に、中学校の給食を実施するのか否かお聞きしたいと思います。

「今日、深刻な経済の後退や雇用情勢の悪化、所得の落ち込みなどで、共働きの家庭が増加するなど、社会構造が大きく変化してきております。このような日本の社会の変化を踏まえて、子育て支援の観点からも中学生の保護者が子どものために弁当を作り持たせるという従来の愛情弁当論を抜本的に検討するべき時期に来ているのではないかと、私はこれまでも提案をしてきました。また、保護者からの中学校で給食を実施してほしいとの請願を賛成多数で我々田原本町議会は採択しております。

この問題は教育委員会の所管事項ではありますが、町政の長年の課題として、町長を目指される寺田町長に、この問題についてどのように取り組まれるのか、お聞きをしたいと思います。

特別養護老人ホームの増設や誘致に取り組まれるのか、お聞きいたします。

私は、これまでも入所3年から4年待ちの状況を少しでも解消するために、特別養護老人ホームの誘致を、できれば地域医療の中核である国保中央病院に併設することを働きかけられるように提案してまいりました。その結果、平成24年に町内で2つ目の施設を開設されましたが、この施設の50床では、まだまだ不足しております。

我が国の高齢化は急速に進み、ひとり暮らし・夫婦だけの高齢世帯、介護を必要とする高齢者の方々が年々増加し、特別養護老人ホームへの入所希望が多く、「3年を超える入所待ち」の状況が緩和されておられません。

このような今日の日本の社会構造から今後ますます増えるであろう特別養護老人ホームへの入所希望に対して、町長としてどのように対応されるお考えか、お聞きしたいと思います。

田原本町では、老人クラブの補助金は平成21年度より県の補助基準額に準じて段階的に引き下げられております。

寺田町長は「県の基準がある以上、その基準に準じた形でやる」とのお考えですが、高齢化とともに長寿化も進行する中で、地域の高齢者の「生きがい事業」、更に介護予防の観点からも老人クラブに対して、町として補助金を支出し、更に増額

することも必要と考えます。町の補助金の支給についてどのように考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

次に、少人数学級編制・「30人学級」を更に拡充するのか、お聞きをしたいと思います。

奈良市・生駒市・大和郡山市・斑鳩町・大淀町・明日香村などで、小学1年生や2年生で30人学級を年度ごとの児童数等を勘案して実施しておいでになります。特に斑鳩町では、平成21年度から小学1年生を実施し、本年度は小学1年生から5年生まで、更に中学1年生から2年生まで30人学級を拡充し実施しておられます。

田原本町では、平成22年度の4月から町内のすべての小学校の1年生で30人学級を実施されました。このような寺田町長の次代を担う子どもたちに対する学校教育についての姿勢を私は高く評価しております。今後も少人数学級編制「30人学級」を継続し、更にほかの学年や中学校などにも拡大される考えをお持ちかどうか、お聞きしたいと思います。

教育委員会の資料では、東小・北小・南小・田原本小は児童数が今後減少する見込みであります。唯一、平野小は本年度374名から6年後390名に16名増加すると見られております。特に東小学校は100人を切るなど減少する一方で、田原本小学校では減少するものの500人から600人の児童数になっております。現在、政府も少子化に対応して、小・中学校の統廃合の新しい指針を約60年ぶりに見直しをし、本年度内に通知するとしております。

これらの動きを踏まえて、町内の大規模校・園と小規模校・園の問題など、適正な配置や校区の範囲について具体的にどのように推進するお考えか、町長を目指しておられる寺田町長にお聞きをしたいと思います。

清掃工場の協定書の中で、未実施の項目についてどのように取り組まれるのか、お聞きいたします。

現在の清掃工場の20年間の稼働の後に、更に10年間の延長をお願いするに当たり、平成17年9月に締結されました協定書では、地元6カ大字自治会と環境整備等について、前田原本町長、病気休職中のため職務代理者でしたけれども、周辺6カ大字自治会会長との間で「相互の信頼と理解」の上で署名・捺印しておいでに

なります。

寺田町長は、この協定書の中で合意した大綱北道路から平野幼稚園北側道路への新設道路拡張整備について「費用対効果が得られない。それとほかの田原本町の住民の皆様方に対して理解が得られない」などの理由で現在まで履行されず、その代替案を出しておいでになります。

周辺6カ大字自治会長で構成する清掃工場移転問題対策委員会との理解を得られず、操業停止1年前になった今なお代替案での合意に至っていないと聞いております。3期目の町政を担うことになったとき、この協定した事項の未実施の項目についてはどのように町長として対応されるのか、そのお考えをお示しいただきたいと思っております。

ごみ中継施設の建設について、町・内外の周辺自治会・住民・団体などへの建設理解を求める取組はされるのか、お聞きをしたいと思っております。

7月22日のある商業紙の「多神社氏子総代会が『鳥居跡への設置は絶対反対である』との再考を求める要望書を提出した」との記事の中で、「町の担当者2名が来て建設に向けて粛々と進めたいと決意をのぞかせた」との記事が掲載されておりました。

「氏子総代会側が求めている寺田町長ら町幹部を交えた説明会の開催要求についても『町長でも副町長でも同じことを説明するだけ』と応じる意思がないことを明らかにしている」との内容の記事が載っておりますが、町長が出向いて氏子総代会で説明されるお考えはお持ちであるのかどうか、お聞きしたいと思っております。

また、建設予定地には「建設反対」の立て看板が多く立てられておりますが、町内外の周辺自治会・住民の皆様と話し合われる考えはお持ちかどうか、お聞きをしたいと思っております。

2つ目に、地元矢部自治会に協力金、矢部自治会は「迷惑料」とみなしておいでになりますけれども、「3,000万円を支払う、更に今後、環境整備費として1億円の事業（地元負担なし）を行う」で建設の合意を得られたのは事実なのかどうか。またその協定を結ばれるのか。この協力金（迷惑料）・環境整備費は、今後周辺自治会にも拡大されるお考えなのかどうか、お聞きをしたいと思っております。

最後の10番目に、御所市でのごみ処理施設の建設に関して不正等が起こらない

ようにどのように取り組まれるのか、お聞きをしたいと思います。

ややもしますと、このような多額の大事業については談合や不正など、これまで全国的にも明らかになっております。今回の総事業費が約100億円に近い御所市でのごみ処理施設の建設について不正の“うわさ”や“怪文書”が流れております。

先般、8月15日のある商業紙に、このごみ処理施設の建設について「組合独断で“談合”ルール?」「『環境省のてびき』無視」「組合関係者が入札参加、当日辞退」「懸念や批判噴出」などの見出しで大きく報道されました。

これに先立つ7月8日のやまと広域環境衛生事務組合臨時会の審議中に、審議に参加している組合議会議員から次のような要望書が提出されました。

「入札等において地域性が生かされていない。不正の噂がある。技術提案書を含む総合評価点数に問題がある。この以上の点から第三者機関に公正・平等に入札執行が行われたか調査していただくよう要望する」というものであります。

このことについて、御所市でのごみ処理施設の建設を提案され、推進されている寺田町長にお聞きしたいと思います。

この事業を審議する組合議会議員から審議中に「不正の噂がある」などと出された要望書の内容について、どのように捉えておられるのか。

引き続き町長になられた場合、田原本町の町民の皆様の多額の税金をこの事業に投入する田原本町長として不正等が起こらないようにどのように対応するのか、お聞きしたいと思います。

以上、再質問は自席から行います。

○議長（辻 一夫君） 町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 6番、西川議員から町政各段にわたりますてご質問をいただきましたが、現在取り組んでおります事項や既に考え方をお示ししております事項等につきましては、後ほど教育長、担当部長より答弁をいたさせますが、町長としての私の所見につきましてご答弁申し上げます。

私は、町の発展と住民生活の向上を常に念頭に、住民が安心・安全に暮らすことができるよう、魅力ある「まち」に向け、2期8年間、町政運営に鋭意取り組んでまいりました。

活気ある田原本町にするための取組については、子どもをはじめ高齢者や障がい者が安心して暮らせるまちづくりや学校教育・生涯学習の充実による人づくり、都市基盤や生活環境の整備による利便性と安全性に優れたまちづくり、また地域特性を活かした農業の振興をはじめ、商・工業基盤の整備及び観光資源の開発などによる活力と賑わいのあるまちづくりなどの実現に向けた取組を着実に推進することです。そのために各種事業を展開しており、これらが連携することにより、より活力ある田原本町が具現化されるものと考えております。

以上です。

○議長（辻 一夫君） 教育長。

（教育長 片倉照彦君 登壇）

○教育長（片倉照彦君） 第4番目「子育て支援について」のご質問にお答えいたします。

中学校給食を含む学校給食のあり方については、平成23年の4月28日及び5月25日の定例教育委員会において「中学校は家庭からの弁当持参を実施しているが、今後とも中学校においては、親子のつながりを確認し、愛情を深める家庭からの弁当持参が適している」との方針決定を行いました。また、弁当を持参できない生徒には、スクールランチ方式を導入して、栄養のバランスや摂取量に配慮した民間業者調製の弁当の販売を行ってきたところでございます。

しかしながら、昨年の第4回定例会において「中学校給食の早期実施を求める請願」の採択を受け、私ども教育委員会では、「小・中学校における食育に関する学習会」を立ち上げ、先進地の情報収集に努めるなど、小・中学校における昼食のあり方等についての研究を進めているところでございます。

次に、7番目「学校教育の充実について」のご質問にお答えいたします。

まず、30人学級編制につきましては、今年の3月議会でもご質問いただき答弁をさせていただいたとおり、町費による1年生の30人学級編制の目的は、幼稚園等からの円滑な移行を推進するための配置、いわゆる「小1プロブレム」の解決でございませう。

小学校1年生だけの措置ではありますが、今後も堅持していきたいと考えております。1年生以外の学年につきましては、各校の実情に合わせて県費の加配教員を

活用して少人数指導に取り組んでいるところでございます。

次に、学校の規模の適正化への取組につきましては、国の新たな指針の詳細がまだ明らかになってはおりませんが、少子化は本町にとっても例外ではなく、児童数の減少は、いわゆる市街化調整区域の割合が高い地域の学校、幼稚園に顕著に表れており、これを重要な課題と認識しております。

教育委員会といたしましては、一昨年度から小学校長会・幼稚園長会代表を含めた庁内会議を設け、話し合っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 産業建設部長。

（産業建設部長 福岡伸卓君 登壇）

○産業建設部長（福岡伸卓君） 第1番目、「活力ある田原本町にするためにどのように取り組まれるのか」についてお答えいたします。

総合計画及び都市計画マスタープランに基づきまして、平成23年5月、京奈和自動車道の（仮称）田原本インターチェンジ周辺約26.8ヘクタールを準工業地域として市街化区域に編入いたしました。現在、工場や商業施設等の立地が進んでおり、新たな都市機能が形成されつつあります。

近鉄田原本駅前につきましては、平成22年3月、田原本町地域公共交通活性化協議会が策定いたしました田原本駅周辺地域活性化計画に基づき、賑わいのあるまちづくりを進めております。

具体的には、現在、公共交通及び駅前活性化に向けたマップ「ぼちぼちたわらもと」の発行、ワークショップによるやどかり市の開催や空き店舗の利用促進のための駅前活性化対策補助事業の実施等を行っております。現在、戎通り商店街の空き店舗のうち新たに4店舗が出店されました。また、田原本駅西側については、市街地再開発事業により活性化を図りたいと考えております。

このように中心市街地の再生を進めるとともに、京奈和自動車道一般道及び主要地方道桜井田原本王寺線を活用することにより、中心市街地から「田原本IC周辺地区」の機能連携を目指し、活力あるまちづくりを推進してまいります。

また、国道24号沿道につきましては、（仮称）唐古・鍵遺跡史跡公園を活用したまちづくりを推進しており、交流促進施設を設置することにより、田原本町の情

報発信を行い、町内外からの来訪者により国道24号沿線の活性化を図ってまいります。

次に第2番目「田原本町の農業の活性化のために耕作放棄地の解消に向けた取組をどのように進められるのか」についてお答えをいたします。

本町農業の現状も例外なく、日本の農業がおかれている事情と同様に、担い手不足、高齢化の進行、耕作放棄地の解消問題など多くの課題に直面し、大変厳しい状況でございます。

現在の耕作放棄地を解消するための対策でございますが、農業関連団体、町などで構成されます「田原本町農業振興推進協議会」の事業活動として、耕作放棄地を再生し、担い手に貸し付けることにより解消を図っております。

次に、公益財団法人なら担い手・農地サポートセンターを農地中間管理機構として県知事が指定しましたが、奈良県農地中間管理機構の主な事業は、農地の貸し手から機構が農地を借り受け、農地の有効利用や農業経営の効率化を図る担い手へ貸し付け、農地の集約・集積を進める事業となっております。

今後も現在実施している事業の方策により耕作放棄地を解消すると共に、奈良県農地中間管理機構と連携し取組の強化を図ってまいります。

また、耕作放棄地の面積の増加が懸念される対応策として、受け手となる担い手である「集落営農組織・農業生産法人」の育成・確保にも、農業委員会とタイアップして積極的に努めてまいります。

次に、第8番目「清掃工場の協定書の未実施の項目にどのように対応されるのか」のご質問にお答えいたします。

清掃工場につきましては、操業開始以来、約30年間の長きにわたり周辺6カ大字の皆様には、本町清掃工場の操業に対しまして格別のご理解とご協力を賜ってまいりました。平成17年度の操業延長の折に締結いたしました協定書の内容につきましては、概ね完了または実施をいたしており、それらに対する予算計上もさせていただいているところでございますが、未実施の項目につきましては、本年8月19日の清掃工場移転問題対策委員会において、町長が各委員と協議し、未実施項目の代替案による実施について概ね了承をいただいております、今後とも協議を重ねてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 総務部長。

（総務部長 鍬田芳嗣君 登壇）

○総務部長（鍬田芳嗣君） 次に第3番目「空き家の増加対策はどのように進められますか」のご質問にお答えをいたします。

空き家対策につきましては、さきの第2回定例会で植田議員のご質問にお答えいたしましたとおり、空き家は、防災上も、防犯上も、生活環境面からも住民に不安を与えます。松本・大網地区の空き家の火災後、近隣地区の調査を実施し、警察や消防で巡視をしていただいているところでございます。

県内では、空き家対策の条例を制定しておりますのは、生駒市、安堵町、御杖村の3市町村ですが、他市町村の状況も調査をいたしまして、住民生活に影響を及ぼす場合は、警察、消防などの関係機関と連携し、空き家対策に取り組むと共に、町全域の調査も実施いたしまして、状況も分析し対処してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 持田尚顕君 登壇）

○住民福祉部長（持田尚顕君） 次に第4番目「子育て支援について」の「保育所の待機児童の解消にどのように取り組まれるのか」のご質問にお答えいたします。

本町では、子育て世帯のニーズに対応するため、宮森保育園は平成19年度に定員を170名から200名に、子どもの森阪手保育園は平成22年に定員を90名から100名に、更に宮古保育園は、本年4月から定員を150名から200名になり、順次定員の増を図り、町内3園で合計500名であります。しかし、年齢によっては入所希望が上回っているクラスもあり、本年度の当初では1名、8月末時点では5名の待機児童となっております。

平成27年度から始まります子ども子育て新制度に基づいて、子ども・子育て支援事業計画の策定を進めているところです。

ニーズの把握や、これに対応した平成27年度から平成31年度の5年間の事業計画の策定に向け、現在、「子ども・子育て会議」で検討しており、子ども・子育て

て支援事業計画に沿って待機児童解消に向け、計画的に施策を展開してまいりたいと考えております。

次に第5番目「特別養護老人ホームの増設や誘致に取り組まれるのか」についてのご質問にお答えいたします。

現在、田原本町内の特別養護老人ホームは、味間にある「田原本園」と西竹田にある「しきの郷」の2施設です。両施設とも現在は満床となっており、入所待機者は本年7月末日現在で「田原本園」が386名で、うち町内在住の方は167名です。「しきの郷」は121名であり、そのうち町内在住の方は32名であります。

現在の第5期奈良県介護保険事業支援計画での本町のエリアであります東和・中和圏域内における特別養護老人ホームの必要床数2,905床については、本年度末までに確保されることとなります。

なお、介護保険法が本年6月25日に改正・公布され、来年4月1日から特別養護老人ホームへの入所基準が現在の要介護1以上から原則として要介護3以上の重度の方に限定されることとなり、待機者数の減少が見込まれるところです。

入所基準に満たない要介護1・2の方については、グループホーム、小規模多機能ホーム、介護サービス付き高齢者住宅及び有料老人ホーム等の利用による在宅サービスの充実を図ることから、第6期田原本町介護保険事業支援計画策定委員会で検討してまいります。

次に第6番目「老人クラブの活性化のために町の補助金を増額される考えがあるか」につきましても、各単位老人クラブへの町の補助金額は、平成24年度から県基準単価と同額を補助いたしておりますが、今後も県基準単価と同額とし増額は考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 総務部参事。

（総務部参事 北口尚吾君 登壇）

○総務部参事（北口尚吾君） 第9番目の「中継施設の建設について」のご質問にお答えいたします。

まず、町内外の周辺自治会・住民・団体などへの建設の理解を求める取組については、これまで矢部自治会はもちろんのこと、満田・笠縫・多・橿原市飯高・大垣

の各自治会及び多神社氏子総代会で説明会を実施いたしました。

説明会では、施設の目的・概要等、そして中継所（積替え施設）は廃棄物処理法でいう、ごみ処理施設には当たらない施設であることなどを説明させていただいたところです。その後、質問等に随時お答えしており、今後周辺自治会等への説明会は現在のところ考えておりません。

次に、地元矢部自治会との合意は得られたのは事実なのか。また協力金・環境整備費は、今後周辺自治会にも拡大されるのかのご質問でございますが、先ほど申し上げましたように、中継所はごみ処理施設に該当しないものでありますが、施設の建設については、立地地域の生活環境の保全等に配慮することから協力金等を支払うものであります。現時点で地元矢部自治会と協定書は交わしておりませんが、造成工事や農地転用にかかる地元同意書に応諾いただいております、ほぼ合意をいただいているところであります。

なお、周辺自治会についても更なるご理解をいただけるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、第10番目の「御所市でのごみ処理施設の建設に関して不正等が起こらないようにどのように取り組まれるのか」のご質問にお答えいたします。

これまでの入札については、やまと広域環境衛生事務組合が競争入札参加業者選定委員会を設置・開催し、入札への参加資格の付与を決定されたものであり、またコンサル業務の入札は、環境省の廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引きを考慮し、各々の業務を個別に発注されたものであるなどから、公平・公正に入札が執行されたものであり、今後も関係法令、組合規則等により適正に行われるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 6番、西川議員。

○6番（西川六男君） 大変残念に思っております。

私は質問書を出しておりますけれども、その中にも明記しておりますように、3期目を目指して立候補される寺田町長、自ら立候補するということを意思表示しておいでになりますけれども、それでは田原本町の代表として、町長としてどのようなまちづくりに取り組まれるのか、そしてどんな政策をもって立候補されるのか。

そのことを具体的にお聞きしたくって10項目の質問をさせていただきました。町民を代表して質問をさせていただいたわけですが、6月議会と同様に、町長自らが、この私の質問に対して答弁されずに行政担当者が答弁をされました。私は立候補者に質問をしているわけですが、行政担当者が立候補されるのか知りませんが、私は立候補を表明しておられる町長の、そのお考え、政策、まちづくりを明らかにしてほしいということで質問をしたわけですが、今の答弁は認められません。

私は、このあと2回目、3回目の質問を具体的に考えておりましたけれども、その今の寺田町長のやり方に対して、強く抗議をして質問をやめます。

○議長（辻 一夫君） 以上をもちまして、6番、西川議員の質問を打ち切ります。

続きまして、1番、阪東議員。

（1番 阪東吉三郎君 登壇）

○1番（阪東吉三郎君） 議長のお許しをいただきましたので通告どおり一般質問させていただきます。

奈良盆地東縁断層帯地震、東海・東南海・南海地震に備える防災計画の推進の進捗状況についてお尋ねしたいと思います。

本町の建物及び人的被害想定では、奈良盆地東縁断層帯地震の場合、全壊が5,820棟、半壊が3,725棟、焼失が832棟、死者が256名、負傷者が449名。東海・東南海・南海地震の場合、全壊が101棟、半壊が90棟、焼失・死者の被害はゼロですが、負傷者24名と想定されています。

これらの災害は近い将来、必ず発生するものと報道されています。この想定に対して、少しでも被害が少なくなるよう早急に対策を講じる必要があります。本町も防災計画を策定されていますが、現在どこまで進んでいるのかお尋ねします。

本町の防災対策は、目的を町民の生命、身体及び財産を守り、安全で安心できる生活であり、まちづくりの基本となるものであるとして、1、災害対策の3本柱として、（1）災害に強い人づくり、防災の知識を蓄え災害への備えをしっかりと行う災害に強い人づくりを推進する。（2）災害に強いまちづくり、浸水と地震に備えた災害に強いまちづくりを推進する。（3）災害に備えた防災体制づくり、県や防災関係機関と連携して災害に備えた防災体制づくりを推進する。

の3つを策定しており、そして2つ目といたしまして、防災ビジョンを（1）過去の水害等の経験を忘れずに、町民は防災文化を継承して「自助」努力を促進する。（2）田園都市の特性を活かし、地域住民は繋がりによる助け合いの「共助」を促進する。（3）貴重な文化財や伝統的景観を次世代に継承するとともに、再開発などにより常に安全な新しいまちづくりを目指して、町は関係機関等と連携し、力強い「公助」を推進する。

の3つを策定しています。

そこで質問します。災害対策の3本柱及び防災ビジョンの3項目について、いつ、どこで、誰に、何を、どのように行っているのか、そして現在はどこまで進んでいるのか、その成果は出ているのか、お尋ねいたします。

次に2番目でございます。高齢者対策につきまして。

本町には、65歳以上の高齢者人口は増加を続け、平成23年10月1日現在7,966人、高齢化率は24.2%で、全国平均23.3%を上回り、およそ4人に1人が高齢者になっています。更にその家族構成を見ますと、ひとり暮らし及び夫婦のみの高齢者世帯は、平成12年には1,272世帯で、高齢者世帯全体に占める割合は33.4%でしたが、平成22年には2,307世帯に増加し、高齢者世帯全体に占める割合も45.0%と上昇しています。更に平成22年のひとり暮らし高齢者は男性が26.1%、女性が73.9%で、女性がおよそ4分の3を占めています。

こうした現状の下、特にひとり暮らしの高齢者のけが・病気からの援護、更には孤独死の防止等、個人では対応できないものがあり、町として対策を講じる必要があると思います。

高齢者対策として、本町は「田原本はつらつ長寿プラン」を策定されており、高齢者と地域と行政の連携により、高齢者が尊厳を持ち自分らしく生活を送れるよう、高齢者の見守り支援の仕組みや、地域におけるネットワークづくりを進め、地域活動を推進する計画を策定し、平成24年度から平成26年度まで推進されているところでありますが、今年度はこれまでの計画の全体の評価及び検証を行い、次のステップに向けて見直すこととされています。

そこで質問します。現在、高齢者のひとり暮らしや夫婦のみの世帯に対して、日

常の安否確認や支援等、更には災害時の避難についてどのように対応されようとしているのか、具体的にお答えいただきたいと思います。

以上、再質問は自席で行います。

○議長（辻 一夫君） 総務部長。

（総務部長 楢田芳嗣君 登壇）

○総務部長（楢田芳嗣君） それでは1番、阪東議員の第1番目「奈良盆地東縁断層帯地震、東海・東南海・南海地震に備える防災計画の推進進捗状況について」のご質問にお答えをいたします。

災害対策の3本柱及び防災ビジョンの3項目を定めた田原本町地域防災計画につきましては、「災害による死者をなくす・人命を守ることを最大の目標に、できる限り被害の減少を図る」ことを目標として、「住民避難対策の強化」・「防災関係主体であります住民・地域・町・県等の役割分担と責任の明確化」・「防災体制の見直し」の重点項目を定め、今年度末を目途に現在見直しを進めております。

この「田原本町地域防災計画」で定めた災害対策の3本柱及び防災ビジョン等の実現のため各種施策を実施することになりますが、各種施策に振り向けることができる人的・物的資源は有限であります。また、施設等の整備を推進する中で、地域防災計画の実効性を一層高めるため、町が実施する地震防災対策を体系化して速やかに実施する「地震防災対策アクションプログラム」を地域防災計画と併せて見直しを行っており、災害対策に取り組んでまいります。

今後とも防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、町民の生命、身体、財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 持田尚顕君 登壇）

○住民福祉部長（持田尚顕君） 次に第2番目の「高齢者対策について」のご質問にお答えいたします。

本町では、高齢者の保健福祉施策の総合的な推進を図るため、平成24年度から平成26年度の3年を事業期間とした「田原本はつらつ長寿プラン21」計画に基

づき、いきいきと高齢期を過ごしていただくための各種施策を展開をいたしております。

高齢者の方が身近な地域で安心して生活が送れるように、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯に対する日常の見守りや支援等の対応につきましては、自助・共助による高齢者の見守り支援の仕組みづくり、地域におけるネットワークづくりを進めており、現在は各校区の友愛チーム、地域支援員及び地域サロンの方々に活動していただいております、また各自治会長、民生委員及び老人クラブの方々にもご協力いただいております。

このほかの事業といたしましては、配食業者が直接食事を届け安否確認を行う「食の自立支援事業」や、磯城郡シルバー人材センターに委託し実施いたしております「軽度生活援助事業」で、家庭の軽度作業を行うセンター会員が安否確認を併せて行っております。

緊急時等の対応では、急病や災害時にあらかじめ登録された家族や消防署に通報が届く「緊急通報装置貸与事業」、急病で119番通報があった場合、救急隊による迅速な救急活動が可能となるよう、緊急連絡先や病歴・通院状況などの情報を記入した容器を冷蔵庫で保管する「救急医療情報キット」を活用しております。

また、支援の必要な要支援・要介護認定を受けておられる高齢者の方につきましては、介護保険のサービスのヘルパー等により日常の見守り、安否確認が可能です。

災害時の避難につきましては、自助・共助・公助を役割分担として、本年4月に「災害時要援護者名簿」を町内の自治会長及び民生委員に配布し、災害が発生した場合に地域住民の皆様の協力により名簿に登録されている方々の避難誘導などの支援をお願いしたところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 1番、阪東議員。

○1番（阪東吉三郎君） 1番のご回答でございますが、去る8月31日に町の防災訓練が行われました。参加された方、一般の住民の方も含めてかなり多数いらっしゃったんですが、町全体から見ますと、ごく一部の住民だけであります。

実際にこのような大きな災害が発生したときに、多くの住民に避難行動がとれる

かどうか。そういうことも含めると、具体的に多くの住民にその行動がとれるような訓練等が行われるかどうか、そういうものを考えていらっしゃるかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（辻 一夫君） 総務部長。

○総務部長（鍬田芳嗣君） 先日、東小学校で実施をさせていただきました総合防災訓練と申しますのは、まず消防団、役場の職員、国保の病院の方とか、そういう専門的な者が、災害が起こったときにどう動くかという形の訓練で動いております。今、議員がお述べのように住民と一緒に訓練ができるという防災訓練のほうを今後計画もさせていただいて実施をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長（辻 一夫君） 1番、阪東議員。

○1番（阪東吉三郎君） そうしたら、そういうことでよろしく願いいたします。それと、もう1点、耐震住宅と申しますか、これらの普及についてはどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（辻 一夫君） 産業建設部長。

○産業建設部長（福岡伸卓君） 耐震住宅につきましては、産業建設部のまちづくりのほうで作業をさせていただきます。住民さんに来ていただきまして、建物の構造など、そのようなものに関しまして、いろいろとお聞き取りをさせていただいて、専門家に診断をしていただきまして補助金なりを交付させていただいているところでございます。

以上、よろしく願いいたします。（「ありがとうございます」と阪東議員呼ぶ）

○議長（辻 一夫君） 以上をもちまして、1番、阪東議員の質問を打ち切ります。

続きまして、9番、吉田議員。

（9番 吉田容工君 登壇）

○9番（吉田容工君） 一般質問をさせていただきます。

まず質問に先立ちまして、今年の夏は各地で台風や前線に伴う集中豪雨が発生し大きな被害を引き起こしました。災害で亡くなられた方のご冥福をお祈りします。また被災された方々にお見舞いを申し上げます。

今回の質問の1項目めは洪水対策です。

8月9日早朝から台風11号の雨が降り、洪水警報が発令されました。朝からいつまで降り続くのか心配しながら過ごしたわけですが、昼過ぎに雨が上がり、その後、大和川を下り寺川を上ってくると、今里で道路が10センチぐらい冠水していました。水路からは勢いよく道路に流れていました。北中の北も冠水していました。北中の東側では水路との境目は分からず、ちょっと間違えると流されそうな勢いで、道路を水が流れていました。小阪交差点の西側では消防車で排水をされていました。

しかし、流れてくる水量は無尽蔵という感じでした。この洪水で、今里3軒、小阪12軒が床下浸水になりました。町職員は丸2日間、住民の声を受け、土のうを約850も届けるなど、雨の中、頑張ってくださいました。大変ご苦労さまでした。

この日の降水量は午前5時から午後1時までの8時間に148ミリの雨が降りました。1時間当たりの降水量は10ミリから20ミリでした。これまで「1時間当たりの降水量50ミリに対応する洪水対策を心掛けている」と伺っていましたので、このぐらいの雨で、どうしてこれほどの洪水になったのか、検証する必要があります。

今回、水ついた地域は、まずサンライフ西側の小阪地域。2カ所目が、その北にある小阪交差点西側の南の住宅。3カ所目が今里の中ほどのところ。大雨が降ると、いつも水つきになるところです。いつもつくからしょうがないでは困ります。

そこで質問します。今回被害が発生した地域に対してどのような対策を講じてきたのか、具体的な答弁を求めます。

本町の水利の1つは、大和川から水を引き入れ寺川に流すという形で農業用水を確保されてきました。そこで私は、かねてより大雨が降りそうなときは事前に大和川の水門を閉め、本町に流れ込む水量を極力抑えることを提案してきました。今回は寺川のゴム引布製起伏堰が早く倒れて、大和川のゴム引布製起伏堰は遅くまで機能していました。水門が開いていたらどんどん水が入ってくる状態でした。また、「雨が上がってから水が押し寄せてきた」という話も聞いています。水門が閉まっていなかったから、大和川の水位が上がって再度水門から入ってきたと推測しています。

そこで質問します。大雨が降るときの大和川の水門対応はどうなっていますか。今回の対応はどうだったのか、併せて答弁をお願いします。

水害を軽減する特効薬はないとは思いますが、少しずつ軽減していく責任は町にあります。この間、示されている洪水対策は田んぼダムだけです。総合的な対策を求めます。

2つ目に移ります。2番目は子ども子育て支援事業計画についてです。

「すべての子どもたちが、笑顔で成長していくために。すべての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられるために」「子ども・子育て支援法と関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく」「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。本町でも地域の教育・保育、子育て支援のニーズ把握や、これに対応した「事業計画」の策定が進められています。本議会にも関連する条例が上程されています。しかし、本町の「事業計画」は全く示されていません。

そこで質問します。本町の事業計画のあらましを説明願います。

本町の「子ども・子育て支援新制度に向けてのニーズ調査結果報告書」を読ませていただきました。その中に、就学前の子どもを持つお母さんの42%が働いておられること。保育所が見つければ、すぐにでも働きたいお母さんが更に17%もおられること。保育園や幼稚園を8時間以上利用したい人は64%で、そのうち幼稚園の預かり保育を利用したいと答えたお母さんは33%を超えていることが明らかになりました。そして、保護者の方が保育園や幼稚園を利用する理由の第一は「子どもの教育や発達を第一に考えているため」ということも判明しました。

そこで質問します。保育所の待機児解消のためにどう応えるのか。幼稚園預かり保育を実施するのか。答弁を求めます。

本町が、自らの子育て事業計画を策定するために実施したニーズ調査で明らかになったニーズに応えるための事業計画を策定され、実施されることを求めます。

3番目として、やまと広域環境衛生事務組合について質問させていただきます。

本町と御所市、五條市が御所市内にごみ焼却場を建設する事業は、解体事業請負契約、建設工事請負契約が締結され順調に進んでいるように受け止めております。

ただ、これまで本議会に説明されてきた内容と実態が大きく変わってきているように感じておりますので、数点質問します。

まず、「やまと広域環境衛生事務組合規約」第13条「組合の経費の支弁方法」

には、建設費は地方債元利償還金をも含めて、10%を均等割に負担し、90%を前年度のごみ処理量割にて負担すると明記されています。

そこで質問します。施設建設費負担は規約どおり実施されるのか、答弁を求めます。

これまで町長は、現行のごみ焼却場を解体する費用は、3自治体ともに発生する問題なので、御所市クリーンセンター解体費については御所市が負担すると説明されてきました。

そこで質問します。御所市クリーンセンター解体費を本町が負担することはないのか、答弁を求めます。

また、地元対策として負担する金額は、栗阪自治会に協力金として1億円、環境対策費として1億700万円負担すると説明を受けてきました。既に本町から広域組合に支払われています。

ところが地元自治会と交わしたごみ中間処理施設建設に関する協定書には、第3条「付帯施設」として、「甲は、施設の隣接地に、広く市民に利用していただける健康増進を目的としたサービスを提供できる施設を建設する」という条項が含まれています。協定書は、地元自治会とやまと広域環境衛生事務組合とが締結したものです。本町に負担要請が来るのではないのか心配です。

そこで質問します。健康増進施設建設費用等を本町が負担する必要はないのか、明確な答弁を求めます。

広域行政は本町とは別の自治体ですが、その広域行政で変更になった内容については、本町議会に速やかに報告することが行政の責務です。併せて住民への説明も必要です。今回質問した内容以外に、これまで説明されていない変更があれば、この場で説明されることを求めます。

最後に4番目として、町道黒田石橋線について質問します。

京奈和自動車道側道工事が進んでいます。その中で「黒田石橋線との交差点には信号がつかないので何とかしてほしい」「石橋団地から黒田駅へ行くのに大きく迂回しないとイケなくなる。年を重ねて歩くのが大変なときに困る」という声が届いています。

そこで質問します。黒田石橋線の交差点に信号が必要ではありませんか。答弁を

求めます。

この交差点に信号がつかないと、京奈和自動車道側道の交通量が増えるにしたい、町道黒田石橋線を通行することができなくなります。国道を通すために地元が利用している町道を不通にする、そんなことになると住民は不便になります。町の主権を放棄することになります。車の大量交通のために住民の生活を犠牲にするのではなく、住民の生活を守る立場で結果を出されることを求めて、一般質問といたします。

○議長（辻 一夫君） 産業建設部長。

（産業建設部長 福岡伸卓君 登壇）

○産業建設部長（福岡伸卓君） 9番、吉田議員の第1番目「洪水対策について」のご質問にお答えします。

議員ご質問の「今回被害が発生した地域に対してどのような対策を講じてきたのか」につきましては、本町の被害は近年の局地的な豪雨によるもので、浸水被害が町内で数カ所発生しており、従前より減災対策に取り組んでいるところです。

平成24年度から新たな取組として、田んぼダムを阪手より南東区域の阪手北・阪手南・西井上・大安寺・大木・阿部田・伊与戸地内において、平成24年度に3.7ヘクタール、昨年度には10.9ヘクタール、田んぼダムの貯留についてご協力を得ました。今年度20.7ヘクタール余りを確認検証しました。今後協力していただける農家に対して啓発を続け、面積の拡大を図り推進する計画であります。

本年8月9日の降雨時期の田んぼダムでは、約30ミリメートルの水位上昇があり、貯水効果といたしましては、概ね6,210立方メートルとなり、田原本小学校プール約21杯分の貯留効果があり、下流域への流出量が軽減されたと分析しております。更に従来からの浸水対策の1つであります雨水貯留施設につきましては、新たな公共施設やため池などの治水利用のできる場所を調査検討し、管理者・関係課と連携し協議を進めているところです。

また、本町は桜井土木事務所と定期的な連絡会を設けており、寺川の堆積土砂の撤去、並びに流れを阻害する立ち木伐採の河川管理を依頼し、昨年は300メートルの区間の処理が行われ、寺川の流水を良くする対策を図りました。

今回水害のあった小阪地区につきましては、小阪自治会や周辺住民の要望により、

寺川に流れる支流の道路側水路擁壁を10センチ程度かさ上げし、水位の上昇に対応いたしました。寺川の逆流や水路のオーバーフローにより、従来と同様な浸水状況となりました。今後はフラップゲート設置や擁壁のかさ上げなど、更に改善策を講じてまいりたいと考えております。

なお、小阪交差点西側の住宅及び今里中心部の低い土地につきましても小阪地区同様の対策を検討し、流域上流部の公共用地・施設などに貯留施設の検討、モデル事業として進めております。田んぼダムへの取組も来年度より検討してまいりたいと考えております。

続きまして、第4番目「町道黒田石橋線について」のご質問にお答えします。

議員ご質問の「黒田石橋線の交差点に信号が必要ではありませんか」につきましては、現在、奈良国道事務所による京奈和自動車道側道工事の田原本町保津から川西町結崎区間につきまして、本年度完成を目指し鋭意工事されており、東西の車の通行に関しましては、左側左折による一方通行で楕円形のラウンドアバウト的な交差点となっており、車の直進はできないよう交差点を安全柵で囲み、歩行者に関しましては、横断歩道による横断を考えられておられます。

工事完了後は、側道の利用はもちろんのこと、沿道サービスを目的とした付近住民の生活用道路として、地域間交流を図ることが地域の発展につながり、安全な交差点が必要なために、従前より信号機の設置が必要と考え要望してまいりました。

近接鉄道施設の利用状況や、保育所や高齢者施設の利用者の送迎の車両や徒歩による利用者など、交通弱者保護の観点から、町長をはじめ地元選出の県議会議員や関係機関に働きかけていただき、信号機の設置要望を奈良県警察本部長に再三行つてまいりました。また、石橋団地・黒田自治会からも警察本部長宛に上申書の提出をしておられます。

しかしながら、奈良県公安委員会は、交通量調査等の結果や付近接続道路の関係により信号機の必要性の有無を判断されているような状況であります。

本町といたしましては、早急に道路利用状況を調査し、再度警察署に対しまして時間帯別の利用状況を報告し、信号機の早期設置を求める考えでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 総務部長。

(総務部長 鍬田芳嗣君 登壇)

○総務部長(鍬田芳嗣君) それでは第1番目「洪水対策について」の2点目「大雨が降るときの大和川の水門対応について」のご質問にお答えをいたします。

気象警報(大雨)発令時には、町地域防災計画により町職員が予備動員として班体制により河川、水路、浸水の起こりやすい地点の状況把握を行いつつ、井堰を管理している水利組合関係者に電話にて井堰の適正管理についてお願いしているところでございます。

ただし、河川水は年間を通じて農耕等に利用されていることから、農業経営者及び水利組合関係者に対して早期に井堰を閉鎖することにつきましては判断が難しいという問題があります。

しかし、水害を軽減するため、今後とも気象予報等を参考にし、大雨が予測される場合は、水利組合関係者に井堰(取水ゲート)を閉めていただくように努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(辻 一夫君) 住民福祉部長。

(住民福祉部長 持田尚顕君 登壇)

○住民福祉部長(持田尚顕君) 第2番目の「子ども子育て支援事業計画について」のご質問にお答えいたします。

本町の「子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法に基づき定めるもので、現在の「田原本町次世代育成支援行動計画」の考え方を継承するとともに、田原本町総合計画をはじめとする諸計画との整合に留意し策定をいたすものでございます。

子ども・子育て支援事業計画の概要につきましては、国が示す基本方針に即して、5年を1期とする平成27年度から平成31年度の計画を作成するものです。

その計画の中では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、並びに提供体制の確保の内容及び実施時期について定めることとなります。

地域の人口構造や産業構造等の地域特性及び現在の利用状況、保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標を設定することとなります。

教育・保育事業は、認定こども園・幼稚園・保育所の施設型保育と、小規模保育や家庭的保育などの地域型保育があります。施設の利用は3つの認定区分に応じて利用先が決まり、1号認定は保育を必要としない3歳以上で、幼稚園または認定こども園となります。保育を必要とする3歳以上は2号認定で、保育を必要とする3歳未満が3号認定で、保育所・認定こども園が対象で、3号認定は地域型保育も対象となります。

「地域子ども・子育て支援事業」としては、時間外保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業、情報提供及び関係機関との連絡調整等を実施する利用者支援事業などがあります。これらの事業について、年度ごとに事業の量の見込みと確保の方策を示していくことになります。

事業計画は待機児童の対応も含むものであり、現在、田原本町子ども・子育て会議において検討が重ねられているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 教育部長。

（教育部長 寺田元昭君 登壇）

○教育部長（寺田元昭君） 次に町立幼稚園では、幼稚園教育が学校教育の中に位置づけられていることから、幼児期の発達の特徴を踏まえ、適切な教育環境を用意し、幼児一人ひとりの個性を伸ばす就学前教育を確立していくため、質の高い幼稚園教育の実践に取り組んでいます。

ご質問の「幼稚園預かり保育の実施」につきましては、保育時間の延長に対する保護者のニーズも十分認識しており、これまでも教育委員会内部で話し合ってきたところではありますが、さきの6月議会で古立議員の一般質問にお答えしたとおり、現在議論を重ねていただいている「田原本町子ども・子育て会議」の意見を聞いて策定されます「田原本町子ども・子育て支援計画」に基づき、幼児教育のあり方について研究を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 総務部参事。

（総務部参事 北口尚吾君 登壇）

○総務部参事（北口尚吾君） 第3番目の「やまと広域環境衛生事務組合について」のご質問にお答えいたします。

まず、「施設建設費負担は規約どおり実施されるのか」のご質問でございますが、やまと広域環境衛生事務組合規約、第13条、組合の経費の支弁方法は、組合による起債発行を行い、その償還分を構成市町に求めるという規定であります。五條市から合併特例債を活用したいとの要請があり、構成市町ごとの起債発行・償還となったところです。

なお、負担割合については、規約どおりであります。

次に、「御所市クリーンセンター解体費を本町が負担することはないのか」については、本年第1回定例会、清掃工場建設検討特別委員会委員長の報告のとおり、各市町の既存焼却施設の解体は各市町が負担して実施するが、平成26年に解体する御所市クリーンセンターについては、解体後の跡地に新焼却施設を建設するものであり、組合事業として一体に実施することから、3分の1が国庫、残り3分の2を御所市が費用負担するものであります。

次に、「健康増進施設建設費用等を本町が負担する必要はないのか」のご質問ですが、平成25年第1回定例会で吉田議員にお答えしたとおり、広域化処理施設建設に向け、地元との協議において風呂施設建設が条件の1つでありました。

この処理施設建設地周辺は御所市のスポーツゾーンであることから、公園整備事業として国庫補助金の活用など財源負担の軽減が図れることなどから、御所市が事業主体となり、多くの人々が利用できる風呂施設や健康増進プール、トレーニングジム等を備えた健康増進施設を建設されるものであります。

以上の経緯から健康増進施設のお風呂施設相当額については組合の負担と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） ちょっと欲張っていますので、早いと言います。

まず洪水対策です。今回はわずか1時間20ミリで、雨でついたということですね。今回ちょっと聞かせていただきました。田原本町は警報が出てから人が集まって、集まった責任者が水門の責任者へ連絡すると。私は阿部田の方には聞きに行き

ました。そうしたら連絡が来たので確認しましたと。閉めましたと話をされていました。あと伊与戸の方、これは桜井市にある3カ大字井堰を管理されていますが、この方は「連絡はありました」と、「ただ、閉めていません」と。要するに大和川のゴムの井堰が倒れたら水位が低くなるので行ってませんという話をされたんです。ですから水門は開いたままだったんですね。

大和川の水位はどうなったかということなんですけれども、大和川の水位は、これは豊田地域になりますので、ちょっと水門よりも南になるんですけれども、ここで9時には1メートルに達しているんですね。1メートルに達しているということは、もう水門がなかっても、大和川のゴム井堰が倒れてても水門のところに達する高さです。9時に1メートル5センチになって、12時には1メートル88センチになって、1時には2メートル45センチまで行っているんですよ。いわば水門が1メートル空いてあったら1メートル分入ってくる状況ですよ。

例えば、川の流れが時速20キロで流れていたとします。1メートルの幅で、1メートルの高さだったら、言ったら3分で2,000立米の水が入ってくるんですね。例えば、ここはちょっと違いますけれども、サンライフの横にある水路には大体25ヘクタールの流域がありますので、言ってみたら、これに20ミリ降ったらいくらになるかと言ったら、5,000立米ですか、5,000立米ぐらいの水が流れると。それが言ってみれば、10分経ったらそれと匹敵するぐらいの水が大和川から田原本町の中に流れ込んでいるということですよ。10分ですよ、10分でそれだけ流れる。そうしたら一生懸命、こちらで田んぼダムを造って貯めておこうと、田んぼダム30ミリ貯まりましたと。やっても148ミリ雨が降っているんだから、染み込む分もあるから48ミリはそれだけ確保して、あと100ミリは流れるんですよ。それをどう受けるかということを考えるのは簡単ですよ。簡単ですけども、それ以上の水を大和川から流し込んでおいて、それに対応するのは絶対できない。

今回、先ほどの阪東議員の質問にありましたように、田原本町は防災ビジョンがあつて力強い公助を進めるんだとおっしゃっているわけです。今の話を水害が実際に起こったらどうかというのは、全然力強くないですね。一生懸命頑張ってもらいましたよ。後始末として一生懸命頑張ってくださいましたけれども、防災という点

からしたら全く行われていないじゃないかと思うわけですよ。

その点では、大和川から取る水を止めると、これが最優先だと。そこに田原本町の力を発揮すると。後は、この地域に降った雨をどうするかということを考えると。それが必要だと思いますけれどもね。大和川の水門を閉めるという必要性はどう思っておられますか。いつ閉めるか。警報が出て大雨が降っているときに閉めるよりも、警報が出る前に、この前の広島のような雨では無理ですけれども、台風だったら分かるんですよ。そのときに閉めてもらう。そういう努力はされないんですか。そこを教えてください。

あと、子ども子育ての支援の問題では、やっぱりこの法律自体がすべての家庭が安心して子育てができる、育てる喜びを感じ合える計画を作りなさいと言っているわけですよ。ぜひそういう計画にしてほしいんです。そのためにニーズ調査をしていると。このニーズ調査で分かったことにどう対応するかが、今、子ども・子育て支援会議で検討されていると思うんですね。

その点では、ニーズ調査で明らかになった「幼稚園で預かり保育をしてほしい」、33%の人がそうおっしゃっている、このニーズにどう応えるかというのが教育委員会の役割だと私は思うんですね。

この前、ヒアリングさせてもらって、今も答弁されましたけども、子ども・子育て会議が決まったら検討しますという、そういう今段階なんです。おかしいじゃないですか。もう調査結果が出ているんですよ。調査結果が出たら、そうしたらどう受けていくかということを考えていくのが、今本当に真剣に考えていますという答弁があっただけでしかるべきだと思いますよ。結果が出てから考えますと、そんなのと違いますよ。そのために調査したわけじゃないですか。

あのね、このニーズ調査は国がやらないといけないというから、やっているからということで、そういう位置づけでやっているんならそうですよ。そうじゃなくて、本当に田原本町の子どもたちも安心してできて、親が育てる喜びを感じれるようにするかということが求められているんですから、その観点からしたらね、今、教育委員会の立場はおかしいと私は思いますね。このニーズにどう応えるつもりなのか、もう一度答弁をお願いします。

あと、もう1つ、やまと広域環境衛生事務組合についてですが、聞きたいのは、

風呂関係施設にお金を出すんだと答弁をされましたね。これは田原本町が出した環境対策費で賄えるんでしょうね。それ以外の負担を出せということですか。それは当初の話と違います。

それとね、建設費割合は一緒ですとおっしゃいましたが、違いますよ。建設費は前年度のごみ量によって毎年見直しますというのが建設費の負担なんですよ。もともと規約はね。ところが違うでしょう。田原本町の分として起債したら、それは田原本町が返さないといけないじゃないですか。ですから中身は全然違いますよ。

それで心配なのは、要するに規約はあっても規約と違うことをやっている。今、やまと広域環境衛生事務組合は。更に、その違う内容も規約の変更もせずに、そのまま放ったらかしになってあると。これはね、自治体としておかしいんじゃないかと思うんです。その点もちょっと明らかにしてほしい。それと解体費は2億8,000万円、御所市クリーンセンターが要るということになっているんですけれども、2億8,000万円のうち3分の1は補助金が出ますよと。大体9,100万円ぐらい出るだろうと思います。そうしたら1億8,000万円のお金を払うわけですね。これは一応お金の出し手はやまと広域環境衛生事務組合ですよ。そこに対して御所市はお金を出すだろうと思います。

しかしね、よく考えてください。この今の建設するところに、もともと建てる予定ではなかったんですよ。別のところに建てるとして、田原本町と御所市がやっていて、地元の声があって、やっぱり元のところへ立ててほしいと言って変わったわけですね。これはこちらも知らずに変わったわけですよ。それで変わって、今何をしているかという、クリーンセンター移転に伴う補償金としてやまと広域環境衛生事務組合から5億円を御所市に渡しますよと言っているんですよ。これは何かわざわざ変えておいてというか、変えなかったら要らないやつが5億円も出しますよと。約2億円で解体できるのに、5億円もらったら余りますよね。それは建設するところが適正じゃなかったと。

でもね、実際にどういうところで予定したかは、私のちょっと知識ではもともと御所市のクリーンセンターが一番高いところにあると。そうじゃなくて、別の低いところに造るという計画を立てていたと。それで御所市がOKと言っていたと。ところが、そんなんだったら困ると、誰でも言いますよね。高いところに造ってほし

いと。今のところだったら安心なところがありますからね。

その点ではね、移転させた、もともと御所市の計画が本来そこに行くだろうという前もって予定していたら、移転というのは後から出ていったんじゃないで、予定の行動じゃないかという、うがった考え方を私はしています。ですから余分な費用を私は田原本町が負担しているんじゃないかと思しますので、その点についても答弁を求めます。

あともう1つ、黒田石橋線ですけれども。町のほうは必要なんだと言っているんですけれども、実際につかなかったら、もうどうにもしょうがないわけですよ。

左回りで迂回路で車が行くと非常に危ないですよ。東から来て左回りで入りますでしょう、そうしたら幹線から下りだと猛スピードで下りてくる。そんなところに入れる、事故が起こるのは目に見えていますよね。反対に西から来た場合、左回りで入ると。そうしたら坂を上るのにスピードが上がっているところに、あそこに入ろうと思ったら入れないで、入った車は上り坂ですから、スピードは出ませんよね。そこで事故が起こる。もう非常に予測できるんですよ。更には、歩く人は黒田駅へ行くのに大変な遠回りをしないといけないようになりますので、本当に大変だと思います。ですからそれはぜひ実現してほしいんです。そのためにどうされるか、答弁を求めます。

○議長（辻 一夫君） 総務部長。

○総務部長（楯田芳嗣君） まず洪水対策の対応のほうでございますが、この8月9日の台風11号に、午前7時32分に大雨警報が発令されました。それで初動体制として職員が出動をいたしまして、8時30分に井堰の管理者の寺川の水系の井堰管理者の代表者の方が5人おられます。大和川水系が10人いまして、15人の井堰の管理者の方に井堰のほうの取水ゲートも含めて適正な管理をお願いするという形で、すべて連絡をさせていただいて了解を得たという形で済んでおります。

ただ、その後、町内の河川、水路、それと浸水の起こりやすい地点につきましては、職員のほうで巡視を行っているところでございますが、大変これは申し訳ございませんが、町外におきます、今議員おっしゃっております桜井市の大西の千代井堰と、江包の3カ大字井堰につきましては、巡視のほうは行っておりませんでした。ですので今3カ大字のほうの取水ゲートが開いていたという形でございますが、私

ども電話で管理者に連絡して、「いいですよ」という形の連絡を受けたということで、もうしていただいているという形でして、桜井市のほうの2井堰には確認には行っておりませんでしたので、今後桜井市のほうにも巡視のほうもしてまいりたいと考えております。

それと、河川水は、先ほど私の答弁でも申し上げましたとおり農業関係者にとりましては、なかなか井堰をすぐに閉鎖するということは、なかなか判断が難しい。農業という観点に関しましては難しい点があると思います。その点で、6月にも産業建設部のほうで農業水利施設の安全管理の周知徹底という形で文書も自治会長と農家代表者のほうに井堰管理のほうのお願いもしているところでございますが、事前に、警報の連絡があるまでに、なかなか井堰のほうを閉鎖するというのは難しい点もございますが、状況も判断し、再度、農家代表者の井堰関係者とも連絡を密にして進めていきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（辻 一夫君） 教育部長。

○教育部長（寺田元昭君） 現在、子ども・子育て会議におきまして、田原本町の就学前児童の教育・保育について総合的に審議されているところであり、現在はいわゆる意思形成段階であると考えております。

今の段階で教育委員会が実施しようと考えている、また実施しないなどと答弁するということは、今後の子ども・子育て会議の各委員の自由で十分なご意見交換等が妨げられると考えております。

教育委員会といたしましては、子ども・子育て会議の意見を聞いて策定される実施計画に基づき、幼児教育のあり方について研究してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（辻 一夫君） 総務部参事。

○総務部参事（北口尚吾君） 組合の施設建設費の負担金でございますが、先ほど答弁をいたしましたように、当初は組合で起債を借りて各構成市町村に負担を求めるものでございましたが、五條市のほうから合併特例債を使いたいということで、現在、均等割10、処理量割10ということで、前年の1月から12月までのごみ量を想定いたしまして負担しておりますので、規約どおりとしております。今後の組合での起債等の可能性があることから、組合の規約の改定等は現在のところ組合で

は考えていないということでございます。

それから解体費等につきまして、当初議員がお述べのように、既存施設の北の施設に新施設を建設する予定でございましたが、地元との交渉の中で、やっぱり民家に近づくことから既存施設を解体し、そこに新施設をとという地元からの強い要望がございました。ということで、既存施設を解体することは新施設を建設する起因によるものであることから、御所市に対して補償をお渡しし、通常は個々に解体しますが、事業と一体にすることにより国庫が受けられるということで、3分の1の補助を受け、3分の2を御所市が負担するものであります。

以上でございます。（「今、答弁漏れがある。答弁漏れ」と吉田議員呼ぶ）

○議長（辻 一夫君） 健康増進施設について、総務部参事。

○総務部参事（北口尚吾君） 健康増進施設につきましては、先ほども答弁をいたしましたように、御所市が事業主体でございます。田原本町としては、地元に対しまして2億700万円の協力金をお支払いさせていただいている中で、今後御所市が建設されるお風呂分については、それ以上の負担がある場合は必要であると考えております。（「追加であるのか、ないのか、それだけを言ってください」と吉田議員呼ぶ）

その分につきましては、御所市が事業主体でありますので、今計画を作成中でございますので、金額的なことは今のところ分かっておりません。

○議長（辻 一夫君） 産業建設部長。

○産業建設部長（福岡伸卓君） 議員お述べの今後どのようにするのかにつきましてでございますけれども、今、京奈和自動車道の側道部分につきまして、現在その石橋団地交差点につきましては、今、仮に閉塞されている状況でございます。設計上は交差点の信号になってございます。信号設置の交差点になっています。そういう意味で粘り強く信号の設置を求めていきたいと思っております。

なぜ信号がつかなかったかということなんでございますけれども、実は私どものほうの町長も、県会議員さんも行っていたきまして、いろいろと対策をさせていただきまして、いろいろとさせていただきました。その中で、警察本部長がどうも現地に来られたということで、警察本部長が中の判断で、実は東側に農道があります。舗装されていない農道がございまして、その農道について「やはり交通量が少

ないですよね」というような見解があった中で、なかなか信号がつかなかったというところでございます。

今後、その農道につきましては三宅町なんですけれども、三宅町さんのほうにも、いろいろ協力を働きかけまして、また状況が変更した中で、再度粘り強く警察本部のほうにも行かせていただいて信号設置をさせていただきたいと思っております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） あのね、皆さん。答えてくださった皆さん、すみません。言い訳ばかりされるから、また質問したくなりますよね。

それならね、交通量より狭い町道や里道は全部潰れていてもいいんですか。必要だから使っているんでしょう。長年そこに生活しているから里道や町道があるんじゃないですか。それをどう確保するかということが問われているんですよ。命までかけて渡らないといけないようになるのか。それとも今までみたいに、渡るときだけでも利用できるようにするのか、それだけの話じゃないですか。言い訳は要らないと。どうしたら設置できるか。特にね、矢部北交差点は農道のために信号がついているんですよ。分かりますか。先はありませんよ。それもご存じでしょう。だからそんな言い訳しないで、ぜひ実現するように努力してほしい。これはお願いしておきます。

あと、やまと広域の関係では、私たちは協力金として1億円、環境対策として1億700万円、これだけでいいんですよと、一番最初はそうでしたよね。次から次にお金が要りますよなんて、町民の皆さんはそう思っておられましたけども、この中ではそんな話は一言もなかったです。今の話からすると、お風呂を造るから、その分も出してという話があるということですね。それを確認します。

あと、教育委員会は全然、教育をされているからですね、それはやっぱりそれなりの文脈を読んで、法律の文脈も読んでよくご存じだと思うんです。その中で調査結果が、33%の人が幼稚園の預かり保育をしてほしいと。できる、できないは別ですよ。やるためには何をしないといけないかぐらい、検討しないといけないのと違いますのか。結果が出てから、それを考えますじゃないでしょう。検討委員会の中にも入っているでしょう。入っているところが、このニーズに応えるためにどう

するか。各セクション、セクションが検討して、できるかどうかを出すんじゃないんですか。全然方向が違うじゃないですか。検討するつもりはないんですか。それだけ教えてください。

○議長（辻 一夫君） 産業建設部長。要望的な部分もありますけれども、意見があったらお願いします。

○産業建設部長（福岡伸卓君） ぜひ実現するように努力してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（辻 一夫君） 総務部参事。

○総務部参事（北口尚吾君） 健康増進施設のお風呂部分の相当額につきましては、新たな負担もあり得るものと考えております。

○議長（辻 一夫君） 教育部長。

○教育部長（寺田元昭君） 先ほども申し上げましたとおり、私どもは計画に基づき、あり方について研究を進めてまいりたいと考えております。

○議長（辻 一夫君） 以上をもちまして、9番、吉田議員の質問を打ち切ります。続きまして、4番、森議員。

（4番 森 良子君 登壇）

○4番（森 良子君） 一般質問させていただきます。

水仙会館はA校区の公民館として10年間の契約が結ばれていると聞いています。したがって来年3月末でその契約が切れるということになります。この水仙会館は耐震化されていないので来年の3月末で使用が禁止という話もありましたが、本当に使えなくなるのですか。また今後どのように活用しようと考えておられますか。

次に旧第一体育館の用地についてですが、さきの6月議会で西川議員が「公共施設の用地として、また、まちづくりの一環として適切な活用を検討されることを提案します」と述べられています。これには私も同意見なので再度質問させていただきます。

「売却も含めて検討している」とのことですが、なぜ売却という安易な方向に行くのでしょうか。本町の中心部ともいえるこの地は、住宅が密集し高齢者の方々も多くおられます。高齢者は遠くまで出かけられません。住民が身近なところで集まり、語り合い、さまざまな活動の場を作ることは町の活性化につながります。

私が住民の方から聞いたところによると、「高齢者が集えるサロンのないこいの場所が欲しい」「公民館がいい」「中央体育館までは遠いので、小規模な体育館があるといいのに」などの声がありました。

住民は売却の案すら知らないのと違いますか。私は、まちづくりで一番大切なのは、まず住民に知らせ、意見を聞き、一緒に考えていくことだと思います。

そこでお聞きします。旧第一体育館の件は住民に知らせていますか。意見、要望を聞いていますか。また、売却せず公共用地として有効利用するお考えはありますか。

再質問は自席で行わせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 総務部長。

（総務部長 鍬田芳嗣君 登壇）

○総務部長（鍬田芳嗣君） それでは4番、森議員の第1番目「水仙会館の使用について」のご質問にお答えいたします。

水仙会館につきましては、旧警察庁舎で昭和63年に大規模な改修工事を行い、図書館として活用し、平成16年度に再度改修工事を行い、現在に至っております。大規模改修工事後26年が経過し、建物の耐震性も含め、安全確保を考慮した結果、田原本A校区自治会との使用貸借契約が平成27年3月31日で満了することに伴いまして、数年前から田原本A校区自治会役員には、その後の契約延長はないことを伝えてあります。その後の利用については田原本A校区自治会と協議してまいりたいと考えております。

次に、第2番目「旧第一体育館の用地活用について」につきましては、さきの第2回定例会において西川議員のご質問にお答えいたしましたとおり、この場所を公共施設として利用する必然性もないことから、土地及び建物を一体での売却に向け進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 4番、森議員。

○4番（森 良子君） 住民の間では耐震基準を満たしていないので使えないという話がずっと出ておりました。そういう話が広がっているんですけども、耐震基準はこの水仙会館は満たしているのですね。なぜそういうことになっているのか。耐

震基準があるということを隠して使えなくするというのは、何か誠意のないような対応ではないかなと私は思います。だから答弁でも「協議してまいりたい」ということは、どういうことなのかなという、ちょっとそこら辺が不審なんですけれども。

協議をしていくということは、使えるようにするような方向でいくのか、使えないような方向でいくのか。そこら辺をどう考えておられるのか教えていただきたいと思います。

それから旧第一体育館の用地は「公共施設として利用する必要性がない」と言われましたけれども、それがなぜか分かりません。住民の方の声を無視しているのではないかなという気もします。

売却するにしろ、しないにしろ、まず今の状況を住民に知らせることというのが必要なことではないでしょうか。そして住民の意見、要望を聞く姿勢が大切だと思います。中には考えもつかなかったような、すばらしい良いアイデアがあるかもしれません。財政的に問題があるというならば、自治会ごとに集まって話し合いをするとか計画を練っていくべきではないでしょうか。それと、売却以外には検討されたときにどんな案が出ていたのかということも教えていただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（辻 一夫君） 総務部長。

○総務部長（楢田芳嗣君） まず1点目の耐震のことについてでございますが、建築基準法、耐震基準のほうは昭和56年に改正をされたという形でございますが、この水仙会館の施設は昭和63年に大規模改修というのをやっております。ですので昭和63年に大規模な改修をしたという形で、耐震基準というのは法的にはクリアしているという形で考えております。ただ、今現在その耐震基準の耐震診断以外のところで、構造物とか、非構造物の建物の診断はどうかという形になってきますと、今現在も2階のほうの使用というのはやっておりますし、その辺で耐震的にも危ないのではないかとこの形が出てきたのではないかとと思いますが、大規模改修後26年を経過している建築物でございますので、一応役員の方には、その後のことはないという形で、契約の延長はないという形で申し述べているところでございます。

ただ、A校区の役員の方と協議していくという形ですが、それを貸すか貸さないかという形ではなしに、利用方法については再度いろんな意見を賜って、聞いてし

ていきたいという形の考えを今持っているところでございます。これが2点目。

次に3点目の第一体育館でございますが、第一体育館といいますのは、第1種住居地域で都市計画法上はなります。昨年度に部長会によってどんな用途に使えるかとか、いろんな形で意見を出したところでございますが、さきの第2回定例会でも西川議員のほうに答弁させていただきましたとおり、第1種住居地域であると。大型車が進入もちょっとできかねない状況のところであるので、売却をするのが望ましいという形の結論になったところでございます。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 4番、森議員。

○4番（森 良子君） ということは、水仙会館については協議していくということですが、何か今話を聞いていたら、これから今後契約はないような感じに受け取ったんですけれども、そうじゃないわけですね。それは私の感じ方かもしれませんが。

とにかく住民の方々の意見、要望とかをしっかりと聞いてもらって、活用できるものなら活用していくという方向で進めていただきたいと思います。

それと旧体育館のことでは、私が質問した、そのどんな案が考えられたのか、どんな意見が出てきたのかというのはお答えしていただけてないんですけれども、そこら辺も分かりましたら教えていただきたいと思います。

そして住民の意見を聞くということを私、主張しておりますが、これから先、集まりの機会、説明の機会、またはアンケートなどをとるとか、そういうふうな具体的な方法で住民の方々の意見、要望を聞くというお考えはないのでしょうか。その点、聞かせてください。

○議長（辻 一夫君） 総務部長。

○総務部長（楯田芳嗣君） まず今おっしゃっていただきました住民のアンケートをとるとことは全く考えておりません。

それと、旧第一体育館のほうでどんな意見が出たかという形でございますが、昨年度の中で、当然コミュニティー施設であるとか、福祉施設であるとか、スポーツ施設とかという形の関係の用途につきまして、いろいろな意見がございました。

ただ、その施設をこの場所で、例えばスポーツ施設としたら、することによって

は体育施設というゾーンの中で、体育館だったら体育館で使えるじゃないかとか、いろいろなイベント広場のコミュニティーセンターがあると、そういう形の地域性も考えたところで、あそこにいろいろな施設を造るという形の必然性もないという形の結論に至ったところでございます。

水仙会館の契約につきましては、来年の3月31日をもって契約が当然切れる形でございますが、それまでにA校区との貸借を結んでいるわけでございますので、十分に話をしながら進めていきたいという形で考えております。

○議長（辻 一夫君） 以上をもちまして、4番、森議員の質問を打ち切ります。

暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午前11時48分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（辻 一夫君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。5番、古立議員。

（5番 古立憲昭君 登壇）

○5番（古立憲昭君） 議長のお許しをいただきまして通告どおり一般質問をさせていただきます。

まず最初に、胃がん対策についてお伺いいたします。

本町もがん対策に取り組んでおられますが、その中で胃がん対策についてお伺いをいたします。

日本人のがん罹患者数は男性は、第1位が胃がん、第2位が肺がん、第3位が前立腺がんの順で、女性は乳がん、胃がん、結腸がんの順といわれております。その中で胃がんの罹患者数は、女性は約3万人で、男性は約8万人と、女性の2倍以上になっております。男性にとっては大変な病気であります。

このように毎年11万人の人々が胃がんを発症し、約5万人の方が亡くなっております。胃がんによる死亡者数はおよそ40年間横ばいで、政府の胃がん対策は現在必ずしも功を奏しているとは言えない状況です。

平成23年11月、北大病院長である^{あさか まさひろ}浅香正博特任教授が「胃がん撲滅計画」を提唱し、日本医師会医学賞を受賞され、ピロリ菌を除菌することにより、「胃がん」

を撲滅できることに対して、大変大きな反響がありました。

このピロリ菌の正式名称は「ヘリコバクター・ピロリ」で、医学界では新しい菌、1970年頃には、まだ発見されていませんでした。このピロリ菌は土の中にいて、水とともに流れ出て、殺菌処理されていない井戸水などを飲料水として飲まれた時代、こうした生活様式により感染してしまい、日本が戦後まだインフラ整備ができておらず、下水処理もまだ進んでいなかったときに感染しており、特に我々団塊の世代が数多く感染しているといわれております。

約20年前の1993年に、国際がん研究機関は「胃がん」の原因の1つが、ピロリ菌だと結論を出し、医学界の国際的な常識となっていました。我が国では、平成23年2月に政府がようやく「胃がん」とピロリ菌の関係を容認し、12月の参議院厚生労働委員会審議で、政府はピロリ菌の除菌により「胃がん」が予防できるとし、今後、検査、除菌方法を検討するなどの答弁がなされております。

そこで2点お伺いいたします。1点目として、全町民も「胃がん防止」のため、ピロリ菌検診費用（保険が適用されない方に対して）の補助を行い、検診受診率を高め、「胃がん」を防止すべきではないでしょうか。

2点目としまして、国保中央病院などと連携して、町民の「胃がん防止」のため、大々的に「胃がん撲滅キャンペーン」などを行い、町民の方や、事業所、各種団体などに広く周知して、ピロリ菌の除菌により「胃がん撲滅」を図っていくべきではないでしょうか。

次に、子ども・子育て支援新制度についてお伺いをいたします。

この子ども・子育て支援新制度が2015年4月にスタートし、子育てにかかわる事業や仕組みが大きく変わるといわれています。この秋までには、新しい制度の下での幼稚園、保育所の入園、入所に向けた手続きが始まると思われま。国のこの新制度は本年5月で大枠を決定し、これからは市町村が実施するための事業計画を子ども・子育て会議でニーズ調査を踏まえて作成されることになっていると思ひます。

しかし、新制度で何が良くなるのか、そしてどのようになるのか、また働きたいが確実に保育所に入れるのか、そして安心して子どもを預けることができるのかと、新制度は認めつつ、心配されておられる方が多くおられます。

先日、奈良県市町村長サミットで「人口減少社会における市町村のあり方」で増田寛也元総務大臣の講演があり、その中で「人口減少は避けることができないが、人口減少をなげくより、人口減少の時代でもより良い社会を創らなければならない」と言われておりました。また特に20歳から39歳の女性の人口減少が大きな問題となると挙げられておられました。このことから少子化問題に、特に切れ目のない政策をすることが重要であると述べられています。

ちなみに田原本町の将来推計人口を見ると、2010年の総人口が3万2,121人で、これが2040年は2万2,505人で、約1万人減少すると推計されています。

このように少子化減少が進む中、少子化対策をしっかりと切れ目ない対策をすることが少しでも減少を止める要因と思われ、その中で子育て支援が大変重要視されています。

特に先ほど申しましたように、20歳から39歳の女性の減少が、この少子化に対して、しっかりと少子化対策をしていかないと、田原本町の将来に大変影響してくると思われまます。

そこで今回の新制度では、これまでの幼稚園、保育園に加え、0歳から2歳を預かる小規模保育（6～19人）、また家庭的保育（5人以下）なども新たに国の補助対象として数を増やし、待機児童の解消を目指すと共に保育や教育の質の向上をうたっております。また在宅で子育て中の家庭向けには、子育て支援拠点や一時預かり事業の拡充、学童保育の充実などがあり、こうした事業は消費税率が10%に引き上げられた際の増収分から、毎年7,000億円程度が財源として投入されます。したがって、本町としては、しっかりと事業計画を作成してもらわねばなりません。

そこでお伺いをいたします。この新制度を踏まえて本町の子ども子育ての方針をお聞かせください。

新制度では、施設を利用するとき、保育や教育の必要性に応じた「認定」を受けなければならない。認定は1号、2号、3号の3区分あり、区分を基に利用先が決まる。また保育の利用が現行制度よりも幅広く認められています。認定もフルタイムの「保育標準時間」とパートタイムの「保育短時間」に分けられています。

そこでお伺いいたします。実際の手続きはどのようになるのか、そしてどのように決定するのか、更に基本の保育料はどうなっていくのかをお聞かせください。

3番目として、使用済み小型家電リサイクルについてお伺いをいたします。

平成25年4月1日より使用済み小型家電リサイクルが開始されました。小型家電、いわゆる携帯電話、デジタルカメラ、CDなどデジタルプレイヤーなどは、金や銀など有用金属が含まれる一方で、鉛などの有害な金属も含まれており、また希少なレアメタルが含まれております。

この使用済み小型家電は、都市における鉱山という意味で「都市鉱山」といわれ、大変重要な資源となっております。この都市鉱山は使用中を含めて、金は6,800トン（これは世界の埋蔵量の16%）、銀は6万トン（世界埋蔵量の22%）、リチウム15万トン、プラチナ2,500トンといわれております。今まで有効に活用されていなかった資源をリサイクルとして使用する法律が平成24年8月に制定され、平成25年4月1日より施行されました。また使用済み小型家電の回収は市町村が行うことになっており、回収品目や回収方法も市町村が決めることになっております。そして平成25年4月1日以降、回収体制の準備ができた市町村から順次回収が始まっております。私は以前本町の対応を質問したとき、「他市町村の状況を見てから」とお聞きいたしました。

そこでお伺いいたします。使用済み小型家電の回収はどのように対応されておりますか。

以上が私の一般質問です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 持田尚顕君 登壇）

○住民福祉部長（持田尚顕君） 5番、古立議員の「胃がん対策について」のご質問にお答えいたします。

まず、本町の胃がん検診につきましては、奈良県胃がん検診実施要領に基づき実施をしており、検査内容は、問診及び胃部エックス線検査を行い、異常がある場合、精密検査の受診につなげるもので、がんを早期に発見し早期治療のため取り組んでおります。

ピロリ菌は、胃炎をはじめ、胃潰瘍、十二指腸潰瘍や胃粘膜萎縮の進展に関与し、

発がん原因の1つとされており、除菌は胃がん予防に効果があるともされておりま
す。日本人の半数程度が感染し、特に50歳以上の感染率が高いと言われておりま
す。ただ、ピロリ菌に感染していても体質などで一部の人は症状が出ないよう
であります。

国のがん検診実施の指針では、現時点でのピロリ菌抗体検査は、対策型検診とし
ては推奨されていない状況であります。また県内では、1団体が胃がん検診時に希
望者に対して実施されています。

こういったことから、ピロリ菌検診費用の助成については、現段階での実施は考
えておりませんが、今後の国の動向をはじめ、他団体の取組み状況を注視してまい
りたいと考えております。

本町の死因につきましては、悪性新生物が一番多く、その中でも平成24年度は
胃がんが一番多くなっております。そのため胃がんを含めたがん撲滅の推進に取り
組んでおり、国保中央病院では地域住民を対象とした、がんについての公開フォー
ラムの開催や、国保中央病院及び本町の広報紙での啓発などを実施しており、各種
がん検診を引き続き実施し、早期発見・早期治療の推進に取り組んでまいりたい
と考えております。

次に、第2番目の「子ども・子育て支援新制度について」でございますが、田原
本町次世代育成支援行動計画において「すくすくと 子どもが育つ たわらもと」
を基本理念に子育て支援に取り組んでおります。新計画におきましても、その考え
を継承し、家庭と地域や社会が一体となって子どもの成長を支えるまちづくりに取
り組んでまいりたいと考えております。新制度での手続きは、これまでと時期や流
れが大幅に変わるものではございませんが、議員お述べの3つの認定区分による認
定を受けることとなります。利用契約に至るまでの流れは、1号認定と2・3号認
定との場合で異なります。

1号認定は、直接施設に利用申し込みをして、幼稚園や認定こども園と利用契約
をいたします。

2号・3号認定は、町に保育の必要性の認定申請をし、町から認定証の交付を受
けた後に、希望する保育所や認定こども園名などを記入した申し込みを町にします。
町は、保育の必要性の程度を踏まえ利用調整をします。利用先の決定後、施設と利

用契約となりますが、私立保育園の場合は、利用者は町と契約し、保育料を町へ支払います。

保育の必要性の認定基準として、「事由」、「保育の必要量」、「優先利用」の3点について、国が認定水準を策定するとされております。また保育料は、世帯の所得状況その他の事情を勘案して、国が定める水準を限度として、市町村が定めることとなります。国が定める水準は現行の利用者負担の水準を基に検討されている状況です。

本町の手続きや認定に関する手続き、利用料については、国が示す基準どおりに検討を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 産業建設部長。

（産業建設部長 福岡伸卓君 登壇）

○産業建設部長（福岡伸卓君） 第3番目「使用済み小型家電リサイクル法について」のご質問にお答えいたします。

使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律は、国からの基本方針の中に「我が国においては、今後の我が国経済社会の持続的な発展を可能にするため、天然資源の消費を抑制し環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を構築していくことが喫緊の課題であります。しかし、小型電子機器等が使用済みとなった場合には、その相当部分が一般廃棄物として市町村により処分されております。その場合に回収されているものは、鉄やアルミニウムなど一部の金属にとどまり、金や銅などの金属は大部分が埋立処分されている状態です。

新規の最終処分場の立地が困難となる中で、残余容量は減少が続いており、使用済み小型電子機器等の再資源化を行うことで、廃棄物の最終処分量の削減も期待されているところです。

更に、再資源化の工程の中で使用済み小型電子機器等に含まれる有害物質が適切に処理されることとなり、環境管理の改善効果も期待される。」とあります。循環型社会の形成に必要な不可欠な要素であると位置づけられております。

本町では、現在、使用済み小型家電は不燃物として収集し、破砕処理を経て資源化しておりますが、小型家電に含まれる希少金属の資源化はできておりません。

希少金属の資源化には、認定事業者による処理が必要であり、奈良県内では、昨年度に大和高田市、今年度より奈良市、五條市、斑鳩町が資源化体制の構築に向けた実証事業による取組を開始しております。

こうした状況を踏まえて、小型家電リサイクルの実施のあり方について検討を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） ご答弁ありがとうございます。ちょっと二、三、お伺いします。

まずピロリ菌の検診費用の件ですけれども、結果的には、実施は考えていないということですが、ここにおられる議員の皆さんにもよく考えていただきたいことなんですけれども、やはり先ほど述べましたように、このピロリ菌は団塊の世代が一番たくさん持っていると言われております。ほとんど80%から90%のピロリ菌を団塊の世代の方が持っているのではないかと。団塊以後の方は水関係が非常に洗浄が進みましたので、あまり心配はないんですけれども。我々の時代が一番多いということなんですけれども。それがバリウムの検査とかエックス線検査では、なかなか発見されないということなんです。だから、ほかの病名でしたときに、例えば十二指腸潰瘍とか、胃炎とか、いろんな部分で検査を受けたときに、そのときに検査をしたときに発見されると、そのあと保険適用されて除菌ができるということなんですけれども。問題は、やはり先に検査を受けて菌を発見しないといけないということとでございます。

このピロリ菌というのは小さいときに……、そのピロリ菌は酸性に大変弱いですので、酸性ができるときにピロリ菌が入ってきたら殺されるわけです、ピロリ菌自体がね。ところが、まだ酸性ができていない小さいときに、そういうものを飲むと、ピロリ菌が胃液の中に入ってしまって、そこで生存するわけです。それ以後に酸性ができてきても殺されない。だから今度は、その中でずっといるから、それが白血球といろいろと戦いをして胃がんになっていくというケースらしいですので、必ずしも全員が、先ほども答弁されておりましたように、がんになるとは限りませんが、やはり相当の方ががんになられておられますので、やはりこのピロリ菌をし

っかり除菌しておく、検査をして、あれば除菌しておくことが、胃がんにはならないということでございますので、ぜひともそれを将来の医療費の費用の減少を考えると安い検査で済みますので、その辺の補助をやはり町としては考えていただきたいなと思います。特に特定健診などで、このピロリ菌の菌検査を追加していただくと、検査の費用や除菌に対して補助を行っていただくと非常に安く済んでいくのではないかと。現状は特定健診に入っておりませんが、そうした部分に入れていただくと大変町民の皆様方の健康が、特に胃がんが防げるのではないかなと思いますので、もう一度その辺のことも踏まえてお考えをお伺いをいたします。

次に、子ども子育ての件なんですけれども、先ほども述べましたように、これは来年の4月1日から実施されます。そこで、やはりこの事業計画ができ上がっていないと、4月1日からの実施が、お母さん方が非常に不安になるのではないかと思います。特に現状は上がってきておるのが、今回議案として上がってきておるのが、この認定の部分でしたかね、こういった部分で上がってきておりますけども、もっといろんなことが、例えば預かり保育にしても、来年度はどうなるのか分からないという話です。会議の結果を見てからという考えですので、この会議がどんどんどんどん遅れていって、事業計画が遅れて4月1日まで入り込んでしまうと、これはちょっと大変なことだと思うんですね、実施が4月1日ですから。それが今後5年間その形で行かれるわけなんですよ。それまで改定がないということなんです。それと同時に、もう来年度から子ども子育ての予算が、国から予算が下りてくるわけなんです。だから、もう予算組みをしていかないといけないわけなんです。それがまだ子ども子育てのニーズを把握して、会議している最中だということで大変遅れていると思うんですけれども。その辺のことをちょっとお聞きしたいというのと。

それと、もう1つは、いわゆる行政側から見た補助金の問題で、小規模保育の補助金に対する行政側の考え方をお聞きしたいんです。

と申しますのが、今度小規模保育がA・B・C、3つに分かれますよね。通常の保育と、それから保育士が半分以下のB型と、それから保育士なしのC型と、この3つに分かれてくるんですよ。それぞれの子どもに対する補助金が違うわけなんです。A型が24万円、B型が18万円、C型が14万円、補助金を出していくわけなんですよ。そうすると行政から見た場合に、どれが少なくていけるかというこ

とをしっかりと考えていかないといけないと思うんですよ。残念ながら、これはまだ
どういう方向でいくかは決まっていないみたいです。そこが結局、事業計画が遅れ
ているということなんですけれども。

行政側から見たら、恐らく将来的には、B・C型の家庭的保育のほうに入ってい
くんではないかと思うんですけども、行政としてはどういう考え方の方向をされる
のかということをお聞きしたい。

と言いますのは、待機児童の中で多いのは0歳から2歳、この部分が多いと思
うんです、3歳から上じゃなくて。上は大体四、五人といわれていますけども。0歳
から2歳がもっと潜在的にはおられると思うんです。この方のやはり希望をかな
えあげないといけない。特に0歳から2歳というのは、先ほど申しましたように、
20歳から39歳の非常に女性の方が多いわけです。その方が田原本町で安心して
住めるように、暮らせるようにしないとイケませんので、その辺のことをどう考
えておられるのかも少しお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最後に、小型家電のリサイクルなんですけれども、おっしゃるように、ちょっと
進んでいません。各自治体も進んでいません。それは世の中の資源が大分変わっ
てきたみたいです。レアアースにしてもインドから取り寄せるとか、もう中国の比率
が大分減ってきて、それと省エネ対策が進んできておるので、使用が減ってきて
いると思うんですけども。私、考えるのは、今やるのが田原本町の名前を挙げる
1つのプレゼンだと思いますので、その辺のほう、ぜひとも検討していただきたい
と思いますので、また、その決意だけをお聞かせください。

以上です。

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（持田尚顕君） それではお答えをいたします。

まずピロリ菌の助成についてのお尋ねでございます。50歳以上の方が高い比率
で保菌をされております。検査の結果でも保菌の比率が高いことが見込まれるとい
うこともございます。

先ほど申し上げましたように、保菌をしても症状が出ない健康な方もいらっ
しゃるわけで、症状がなく単に除菌をするには治療に当たらないということもござ
いまして、保険の適用外ということになってございます。ちなみに自費で検査費用

は、検査の方法によっても変わってまいります、全額自費負担では3,000円から5,000円の保険適用外の検査費用というふうに承知をいたしております。それと、もう1つは、保菌が分かっても再度胃の状況把握するためにエックス線の検査をしなければいけないということもありますので、まずは胃検診を毎年受けていただきまして、症状が発見された場合にピロリ菌の検査、除菌という現在の流れでお願いをしたいという形を考えております。

それから子ども・子育ての支援計画の関係でございますが、これは5年間、平成27年度から平成31年度の間で、保育の期間でどういうニーズに対して対応していくかという5年間の事業計画でございます。おっしゃっていますように、平成27年度から事業の新制度がスタートする段階で事業計画ができている必要があるのではないかとございまして、事業計画につきましては、もう今年度中に策定をいたしますが、その事業期間は平成31年度までの期間、年度ごとで定めるものでございます。今行っております事業につきましては、保育所、それから幼稚園、新たに認定こども園等の選択も出てまいります、そういった施設のその需要供給体制についての計画を今現在検討をさせていただいているところでございます。

それから地域型保育、これは小規模保育の関係をお尋ねをいただいたところでございます。

おっしゃっておりますように、0歳から2歳の子どもさんを対象に地域型保育を実施すると。その中で小規模保育でA・B・C型がおっしゃるようによろしくお願いいたします。定員が6人から19人の施設となっております。この地域型でA・B・Cができますと、C型のほうが14万円で安いというお話しでございました。ただ、今保育所、大きな保育所はやっぱり子どもさんが多いので、その保育単価という観点でいきますと、大きい保育所のほうが保育単価は安いという形もございまして。ただ、小規模保育は、そういう施設としては小さい施設でございますので、そういう整備では大きな保育所よりも簡単に整備ができるというようなところもありますが、子どもさん1人の保育単価につきましては、当然子どもさんの多いほうがスケールメリットが働いて単価的には安いというふうに承知をいたしております。

○議長（辻 一夫君） 産業建設部長。

○産業建設部長（福岡伸卓君） ごみの減量化や資源の有効利用という観点から、前向きに検討してまいりたいと思っています。

○議長（辻 一夫君） 5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） ありがとうございます。最後に子ども・子育てでもう一度お聞きいたします。

事業計画が本年度末ぐらいにできるということなんですけども、そうするとお母さん方にお知らせをする時間がない、もう募集や応募が始まっていますので、間に合わなくなるのは、もう目に見えているんですけども。

そこで再度お聞きします。来年度、保育に入られる方に関しては、従来と変わるのか、変わらないのか。もし変わるところがあればどこなのか。再度お答え願えますか。

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（持田尚顕君） 手続き的なものにつきましては、大きく変わらないというのは、先ほども申し上げたところでございます。例年のスケジュールでいきますと、12月ぐらいに各保育所の申請を受け付けますが、今年度につきましては、もう少し、認定の関係もございますので、早い目にとというか、11月の中旬か後半ぐらいというふうなスケジュール感を持っております。それ以外のところにつきましては、平成26年度と平成27年度と大きな変わりはないと認識をいたしております。

○議長（辻 一夫君） 以上をもちまして、5番、古立議員の質問を打ち切ります。

続きまして、11番、松本美也子議員。

（11番 松本美也子君 登壇）

○11番（松本美也子君） まず最初に広島市北部の豪雨に伴う土砂災害で亡くなられた方、被害に遭われた方々に心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

1、教育環境の整備拡充について

①幼稚園・小中学校の普通教室の空調設備整備についてお尋ねをいたします。

昨今、地球的規模で温暖化が進んでいます。今年も異常気象による竜巻やひょう、そして今まで経験したことのないゲリラ豪雨による災害が全国各地で発生しています。熱中症で搬送された方も多く、年々温度が上昇しています。熱中症対策として

室内でも“エアコンをつけて、水分を補給してください”と頻繁に繰り返されていました。そのような状況の中で、小中学校の普通教室や幼稚園ではエアコン設備がなく、扇風機のみで学習していること自体、異常だと思います。

子どもの健康と命にかかわる問題であり、今や空調設備の整備は当然であると考えます。本町において平成27年にはすべての小中学校の耐震補強工事が完了すると伺っております。国の補助率も厳しいことは重々承知しておりますが、平成27年から3年間の計画で、幼稚園・小中学校の普通教室すべての空調設備の整備が完了できるよう検討をお願いいたします。

②学校図書館の読書環境の整備についてお尋ねをいたします。

今年2月「生きる力」を育む学校図書館づくり荒川区の学校図書館と学校図書館支援室の取組について視察に行っていました。

荒川区は文部科学省の指定を受けて「学校図書館支援センター推進事業」を実施。支援センター推進事業終了後も名称を「学校図書館支援室」とし、教育委員会の指導室長、担当統括指導主事、主任学校図書館指導員を配置。全校の学校司書と連携をとりながら学校図書館の支援に当たっています。

平成22年度からは、学校図書館支援室を配置し、支援室は2人体制で活動しています。

2007年度から全校に学校司書を配置。当初は1人が2校を担当。2009年からは1人が1校を担当し、1日6時間、週5日の勤務となり、児童生徒にとっては「毎日人がいる図書館」で貸し出しやレファレンスを受けることができる場所となっています。

支援室では、学校司書や学校図書館担当者、管理職対象の研修会の企画、運営、実施を担っています。

研修は、毎月1回開催、学校司書全員が対象です。研修内容は、「学校司書の役割と活動」「学校図書館の環境づくり」「ブックトークの実践と演習」「推薦図書リストの作成」などで、学校司書が記録する日誌や各調査、報告についてもこの研修会で周知するようにしています。

各学校図書館の取組として、学校図書館にかかわる計画書の作成をしています。

(1) 学校図書館全体計画及び全体構想

- (2) 学校図書館年間活動計画
- (3) 年間読書指導計画
- (4) 読書活動推進計画
- (5) 図書館利用年間計画、学び方指導年間計画
- (6) 情報、メディア活用指導計画

他、必要に応じて計画書や基準を作成しています。

各学校では競い合って、計画書を基に図書館の活動をされています。

少し紹介をさせていただきます。

図書館行事としては、①教員や学校司書が読み聞かせする本を選び、書名とおすすめのコメントを書いて掲示する。児童は読んで欲しい本を選び、指定された場所に移動して読み聞かせを聞く「ブックバイキング」。

②「ブックシャッフル」は、教員や学校司書が読み聞かせする本を選び、担任は自分の学級以外のクラスで読み聞かせをする教職員全員が参加する学校も多い。

③「ブックメニュー」は、本に登場するメニューを給食の献立に取り入れたもの。毎月1回程度。栄養士と学校司書で献立を考えます。学校図書館の前や児童が行き来するコーナーにお知らせをし、給食時にはメニューにかかわる本の読み聞かせを行う。

④「ブックマラソン」は、そのページ数や冊数を日本一周などの距離に換算して記入するもの。目標が分かりやすく意欲的に取り組む児童が多いようです。

⑤「ブックプレゼント」は、図書館ボランティアなどによる読み聞かせのプレゼント。朝の読書や昼の読書タイムなど活用して定期的に行われています。

⑥「ふれあい読書」は、高学年ペアを組み、高学年が低学年に読み聞かせを行う。隣接する幼稚園に行って読み聞かせを行うこともある。学校によっては、中学生が小学生に読み聞かせをする交流もあります。

⑦親子読書「家読^{うちどく}」とも称する。家庭での読書で家族と共に読み聞かせをしたり、読む時間を共有する。その様子を簡単に報告することもある。

⑧朝の読書、昼の読書タイム。

⑨「ストーリーテリング」図書館ボランティアなどによる素話です。

⑩「パネルシアター・エプロンシアター」は、題材や資料がそろっていると、手

軽にできるので、図書館ボランティアや図書委員会の児童生徒などによる実演があり、絵本や動画とは違った感覚で話を楽しむことができます。

⑪特設スポーツコーナーの設置。各中学校では、生徒に向けてスポーツコーナーを設置です。スポーツの「ライブラリーナビ」（読書に導く簡単なコメント集）も作成し、各競技に関する図書の紹介をしています。

授業で取り組む読書指導では、①ブックトーク。

②読書へのアニメーションは、クイズ的な問題を出し合ったりしながら、その話分かることを自由に話し合うことで、読む力が身につくように考えられた教育的プログラムです。問題は「作戦」と言われ、作戦名は自由につけるそうです。

③読書会では、一冊の本を読み合い、感じたことや考えたことを話し合います。

④「リテラチャーサークル」は、グループで同じ本を読むのですが、それぞれが読む視点の役割を決め、各自読み取ったことについて話し合う。本選びは学校司書と協力して行うことがある。

⑤「二人読み」は、ペアを作り、同じ本を読んで感想や疑問を出し合う。ページ数や時間を指定して読み進める。

⑥「読み聞かせ」は、朝昼の読書タイムはもちろん、休み時間、帰りの会や給食後の少しの時間でも取り組む。

⑦「ポップ作り」は、本の紹介を短冊形式の用紙に書き、本と一緒に掲示する。図書委員会や児童生徒が作成に取り組むこともある。友だちのポップを見て本を選ぶ児童生徒が多い。

ほか、本の帯づくりや読書感想等があり、読書ノートには読書の記録を残します。

学校図書館では、学校司書が常駐し、情報ファイルの作成、地域資料のカード化等々、学習に対応する資料の充実を図り、学校図書館を活用した学習も充実しています。

少し長くなりましたが、荒川区の学校図書館支援事業の一端を紹介させていただきました。

楽しく本に接することができるよう、読書が楽しくなるようにあらゆる角度から工夫しています。必ず記録し、“見える化”していることで、本人の自信にも、意欲にもつながっているように思われます。

本町においても、平成18年に田原本町子ども読書活動推進事業計画が作成されて、子ども読書活動推進協議会も定期的開催され、町立図書館を中心に健康福祉課、各幼稚園、各学校と連携をした計画に基づいて事業が実施されていることを聞き及んでおります。また支援員の方々にも読み聞かせや学校図書館の図書整備等でお世話になっていることも伺っております。

以前、平成24年度より地方交付税において措置されていることもあり、学校図書館に司書配置をお願いしたこともございましたが、前向きな答弁はいただけませんでした。司書配置は、子どもたちの読書の教育環境においては必要不可欠と考えます。司書配置で終わらせるのではなく、荒川区のように学校図書館支援室を立ち上げて、司書研修を重ねて、より良い読書環境の取組を拡充していくことを強く望みます。スマホ等、IT機器が子どもたちの生活の一部になりつつある今だからこそ、早急に子どもたちの読書環境の整備、拡充をお願いしたく質問しました。担当者のお考えをお聞かせください。

2項目めといたしまして、危険ドラッグ、薬物の未然防止策の拡充についてお尋ねいたします。

危険ドラッグは、大麻や覚せい剤に似た成分を持ち、幻覚、幻聴、嘔吐、妄想、けいれん、呼吸困難を起こし、死にもつながる非常に恐ろしい物質です。この危険ドラッグの乱用による深刻な交通事故が多発しています。若者たちが好奇心などから安易に手を出さないよう注意を喚起していかなければなりません。

国立精神・神経医療研究センターの全国中学生調査（2012年）では、回答者約5万4,000人中、危険ドラッグを「入手できる可能性がある」と答えた割合が全体の15.6%に上り、実際の使用者120人いたことが、ある新聞記事で報道されていました。

政府は、今年4月から薬事法に基づいて、「指定薬物」に指定された化学物質を含む危険ドラッグは、製造販売などに加え、所持や使用も禁止され、罰則の対象となりました。指定薬物数も2012年4月時点で68種類だったのを1,379種類（今年7月末）に拡大しましたが、規則の網を巧妙にくぐり抜ける新種が次々と現れて、いたちごっこの状態です。

危険ドラッグに手を染めて、依存症に陥り、やめられなくなるだけではなく、中

には死に至ることもある非常に危険なものです。絶対に手を出すことのないよう、徹底した未然防止策の拡充のために、①田原本町における危険ドラッグ、薬物の販売に対する早急な規制強化のための条例制定について、②危険ドラッグ、薬物の危険性の周知及び学校教育の強化について担当課のお考えをお聞かせください。

以上で壇上からの質問を終わらせていただきます。長時間ご静聴ありがとうございました。場合によりましては、自席より再質問をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○副議長（竹邑利文君） 教育部長。

（教育部長 寺田元昭君 登壇）

○教育部長（寺田元昭君） 11番、松本美也子議員の第1番目「教育環境の整備拡充について」のご質問にお答えいたします。

まず幼稚園、小・中学校の普通教室の空調設備整備については、熱中症対策に有効な手段でございますが、すべての普通教室にエアコンを設置するには、国庫補助制度を活用しても多額の初期費用が必要となり、設置後の電気代、修理代等のランニングコストについても大きな課題となりますので、教育環境の整備を進める上で、財政状況などを勘案しながらの調査、研究が必要であります。

先月8日付けの新聞報道によりますと、奈良県議会の文教くらし委員会において、奈良県は小・中学校のエアコン設置率が西日本で2番目の低率であることから、県費補助金制度の創設についての議論も行われているようでありますので、今後も情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、学校図書館の読書環境の整備については、昨年12月議会において「学校司書配置について」のご質問をいただいておりますが、答弁させていただいたとおり司書の配置に関しましては、人的な配置でございますので、生徒指導、特別支援等の学校からの要望も多く、今後も学校教育全体に必要な人員を考慮した上で優先順位をつけて対応してまいりたいと考えております。

ご質問の中で、平成18年に策定いたしました「田原本町子ども読書活動推進事業計画」に基づき、町立図書館が中心となって当該事業計画を実施していることをご紹介いただきましたが、今後も幼稚園、小・中学校と連携し、現在、図書館司書が小・中学校に対して行っているブックトークや授業内容に合わせた本の貸し出し

などのサポート体制をより一層充実させてまいりたいと考えております。

次に2番目の「危険ドラッグ薬物の未然防止策の拡充について」の学校教育の強化については、小・中学校では保健の授業で「薬物乱用」の学習をしていますが、今年には危険ドラッグが関係する事故等が頻発し、社会的な問題となっておりますことから、7月の校長会で各小・中学校に厚生労働省の「薬物乱用防止ポスター」を配布し、児童・生徒への啓発と指導の徹底を再度行っております。

また、7月7日には、小学校が薬剤師を、同月10日には、中学校が天理警察署員をそれぞれ講師に招き、「薬物乱用防止教室」を実施したところでございます。

今後も折に触れ、危険性の周知などを行っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（竹邑利文君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 持田尚顕君 登壇）

○住民福祉部長（持田尚顕君） 続きまして、第2番目の「危険ドラッグ薬物の未然防止策の拡充について」のご質問にお答えいたします。

国におきましては、「合法ハーブ」などと称して販売される薬物など、いわゆる危険ドラッグの乱用者が犯罪を犯したり、重大な交通死亡事故を引き起こしたりする事案があり、深刻な社会問題となっており、危険ドラッグの更なる乱用拡大を防止し、新たな乱用薬物に迅速かつ的確に対応することが喫緊の課題であるとし、「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」が進められております。

また、これまでは薬物の分析に時間を要したため、その間に店舗を変えるなど、いちごっこの状況で摘発が困難な例もあったことから、最近では指定薬物を含む疑いのある段階で、厚生労働大臣または知事が成分検査を命じる検査命令や、検査結果が出るまで販売を禁止する販売停止命令で対応がされたところです。

規制する条例の制定は、一部の都府県では薬物の乱用の防止に関する条例により、独自に指定薬物の販売などを制限する取組があるようです。市町村においては、薬事法による指定権限などが無いことから、条例制定は難しいと考えております。

危険性の啓発の強化につきましては、国の対策にも示されており、関係機関と連携を図りながら積極的な情報の提供などに努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） 11番、松本美也子議員。

○11番（松本美也子君） ご答弁ありがとうございます。それでは1つずつ再質問をさせていただきます。

まずエアコンですね。空調設備の整備についてですが、ご答弁いただきました中にも「国庫補助制度を活用しても多額の初期費用が必要となる」というふうに、「ランニングコストについても大きな課題となっている」ということですので、ちなみに初期費用及びランニングコストについて、どのぐらいの予算が必要と見ているのか、ざくっとでいいですのでお答えをいただきたいと思います。

今、少し涼しくなりましたが、奈良県の気象庁によるデータを見させていただきますと、5月には最高気温が32.3℃、6月には34.1℃、そして7月には36.8℃。湿度は5月で66%、6月で75%、7月で76%であります。

何年か前にも各学校の教室の温度を測定していただいてデータを出していただいております。もう5年ぐらい前から3年間ぐらいやっていたのかなと思うんですけども、それで扇風機を2台ずつ配備をしていただいて、今に至っている状況ですけども、本当に学校の現場は、体感温度はこの温度よりもっと暑く感じます。子どもたちは運動もします。体温も高いです。子どもたちだけじゃなくて、先生方もこの職場環境としては、かなりきつい、厳しい状況だと思います。子どもも先生も集中して学習できる状況には大変厳しい状況かと思われれます。その辺も含めて、計画を立てて検討していただければと思いますので、コストについては再度お願いをしたいと思いますし、「調査研究が必要である」とおっしゃってくださっているので、全くゼロではない、希望があるのかということも少し検討していただける余地があるのかということもお聞きをしたいと思います。

学校図書館の件ですけれども、中には調べ学習については少しだけ質問内容に入れさせていただきましたが、少し補足をさせていただいて再質問をさせていただきますと思います。

荒川区の第九中学校では、英語の授業でも図書館が活用されているように聞かせていただいています。例えば、英語の授業の中での地雷に関する授業では、日本ユニセフ協会から地雷のレプリカを借りられることを知り、借用して、もちろん地雷除去の映像や世界地図の用意もして生徒の関心を深めることができたと報告されて

います。

図書館を活用した授業を行うことで、教科書だけでは分かりにくいテーマの理解を深めることができ、教室とは違う生徒の意外な一面も見ることができた。また生徒の知的好奇心が刺激されて、自立した学習へつながっているというふうにお聞きをしております。

私が行かせていただいた小学校では、もう本当に学校図書館エリアはカラフルな張り紙や展示で、雰囲気がいっぱいで、居るだけで本が読みたくなってくるような学校でした。多くの子が登校すると、教室ではなく、図書館に直行し、時間ぎりぎりまで本をむさぼるように読むというふうに先生方からもお聞きをしました。

ここの荒川区の学校図書館主任指導員の藤田利江^{ふじた としえ}先生は、「学校司書は情報センターの役割を担い、教員の指導力向上を支えてほしい。子どもたちは調べようとか、自分の言葉で書きなさいと指示するだけでは、書いたり調べたりできるようになるわけではない。調べる学習はきちんと手だてを示した指導をすることが必要である。授業はあくまでも教員が主体になって行うべきで、一方、学校司書は学習情報センターとしての学校図書館を担う専門家として、教員に資料を提供したり、子どもたちが使いやすい資料を準備したりするなどが求められています。学校図書館の充実には、予算や教育委員会の支援が必要ですが、やはり一番には人のやる気だと思います。まず学校長が学校図書館の活用を経営計画に位置づけ、教員も各教科の指導計画に位置づけることが必要です。学習指導要領には学校図書館の利用が盛り込まれているのですから、取り組むのは当たり前、子どものために学びをどう構築するかを真剣に考えれば、必然的に学校図書館は活性化させられるはずです。私の役割は学校現場の皆さんが図書館を活用した、情報も含んでの話ですが、授業を行いたいという気持ちを高めるかだと思います」と語っておられました。

そこで再度お尋ねをいたします。学習指導要領にある学校図書館の活用について盛り込まれていますが、本町においては十分に活用されているのか、その現状と見解を再度お尋ねいたします。

前日も今回も「生徒指導、特別支援の学校からの要望が多いため優先順位をつけて対応していく」という答弁でございました。私は特別支援も、それから読書環境の整備である図書館司書の配置についても、どちらが優先的ではなくて両方とも必

要であるというふうに考えております。図書館の司書配置におけるどれだけの費用が要するのか、これもコストをお聞きしたいと思います。

荒川区のように最初からはいかないと思います。荒川区も当初各1校に1人の図書館司書の配置ではなくて、2校で1人というふうに順次配置をされております。本町においても、私は財政の状況から決してできないことではないと思いますので、またその辺、今質問した金額に対して予算上どれだけ必要なのかも含めてお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いをします。

最後に危険ドラッグの件でございますが、おっしゃっているように、「知事が成分調査を命ずる検査命令や検査結果が出るまで販売を禁止する販売停止命令」でされているのでありますが、「規制する条例の制定は、一部の都府県では、薬物の乱用の防止に関する条例により、独自に指定薬物の販売等を制限する取組があるようです。市町村においては、薬事法による指定権限がないことから、条例制定は難しいと考えております」というふうに答弁をいただいております。

確かに県単位で行われたり、もう和歌山県をはじめとして、静岡県、神奈川県、そして豊島区と、順次この危険ドラッグの未然防止策で、それぞれの市町村、県において適切な条例制定を行われております。もちろん県も今考えていただいているとも伺っておりますので、県警と県と連携をして、一日も早くやっぱり条例制定をしていただきたいと思います。

田原本町としては、出店の届け出であれば、その条例の制定は可能かと思いますが、今後検討をまたしていただきたく思います。

そして、この学校ですけれども、薬物に対する学校教育ですけれども、「7月7日に小学校が薬剤師を、同月10日には、中学校が天理警察署員をそれぞれに講師に招いて薬物防止乱用教室を実施した」とあります。これは危険ドラッグについても明確にやっていただいたのか。各小学校5校と中学校2校について、やっていただいた日にちを聞かせていただきたいと思います。

自席での質問は以上です。よろしくお願います。

○議長（辻 一夫君） 教育部長。

○教育部長（寺田元昭君） まず学校におきます空調設備の件につきましてです。

現在も各小学校におきましては、教室内の湿度、温度の調査を継続しているところ

ろでございます。

また、費用につきまして、近隣等々に良いサンプルがないということもありますが、近県の状況から考えまして、最近視察等に行った関係でちょっと知り得た状況でございますが、ある市町村におきましては、小学校8校ございまして、総額で10億4,000万円、1校当たり1億3,000万円の費用が設計・設備及び設置工事にかかったということで聞いております。このことにつきましても、今申し上げました県の補助制度等の創設も、いろいろと情報を集めさせていただいて考えていきたいと考えております。

それから学校図書、いわゆる司書の問題でございますが、現在雇用しております臨時職の司書につきまして、人件費として1名当たり年間240万円を支出いたしておるところでございます。

それから危険薬物の講習についてでございますが、7月7日に行いましたのは、田原本小学校において行いました。そして同月10日につきましては、北中学校について実施させていただきました。ほかの小中学校については、実施はいたしておりません。（「教育委員会、答弁漏れ。図書館活動についての」と松本美也子議員呼ぶ）

○議長（辻 一夫君） 学校図書館は活用されているのかについて、教育長。

○教育長（片倉照彦君） 学校図書館のほうは、議員のご質問にあったように、田原本町の子ども読書活動推進事業計画に基づき、この計画につきましても、また新たに来年度メンバーも考えまして、この推進事業というのを行っていくつもりでありますし、図書館司書について優先順位をつけて対応したいということで再度お尋ねになりました、私どもは、議員がおっしゃるように生徒指導、または特別支援の方が1番で、図書館のほうは2番ということではないんです。どちらも当然必要で大事だと思っておりますけれども、今の優先順位といいますのも、いわゆる人的な配置でございますので、いろんなことで配置もさせていただきたいんですが、今のところ喫緊と申しましたら生徒指導・特別支援のほうで、来年度も予算のほうを要求をしていきたいというふうに、今の時点では考えております。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（持田尚顕君） 規制の関係で、出店の届け出で可能ではないのかというご意見でございます。そういったこともご意見も踏まえまして、ほかの規制の可能性も踏まえ研究をしてみたいと考えております。

○議長（辻 一夫君） 11番、松本美也子議員。

○11番（松本美也子君） エアコンのほうはどうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

この司書のほうですけれども、図書館で今司書の方が1名240万円ということですが、この図書館の今司書で、本町で働いていただいている方を学校に、学校司書とではないですけれども、学校にその方たちが、もう少し入った形で支援をしていただけるのか、できるのかということ。本当に、この240万円をお支払いしなくても、半分、日々雇用で田原本町には個人名は出せませんが、図書館のこういう学校図書館活動について、とてもキャリアもあり、情熱を持った方もいらっしゃいます。退職されて図書館司書の資格をお持ちの方も、田原本町には必ずいらっしゃいます。その方たちは、多分田原本町の未来ある子どもたちのためには、ご支援いただけたらと思います。本当に半分ボランティアで子どもたちのためにと、こちらが情熱をもってお願いをすれば、もっとこの費用を240万円ではなくて、日々雇用なりそういう形で、ボランティアの精神でやっていただける方がいらっしゃると思うので、その辺も今後考慮に入れながら、必ずこのことは実施していただきたいと思ひますので、検討をお願いしたいと思ひます。

図書館司書が学校の司書の応援、そういう形まで少し入れるかどうかをちょっとお聞きしたいと思ひますので。それで、もうこれで最後ですね。はい。

○議長（辻 一夫君） 教育長。

○教育長（片倉照彦君） 今現在も学校図書館のほうは、各学校のほうに、いわゆるお話し会というような形でも参加もしてくれていますし、それから当然これは幼稚園、低学年が多いんですけども、中学校や小学校の高学年におきましては、いわゆる図書館の職員が、図書館教育という研究会もございまして、その研究会のところの指導者としてかかわってくれておりますので、連携はさせていただいておりますけれども、勤務として学校のほうへ勤務させるということについては、なかなか難しいというふうには言わざるを得ないと思ひます。

それから議員も以前から言っていたいただいています地域のボランティアの方で、例えばPTAの方、またボランティアの方で、いわゆる保護者を卒業された方もかかわってあげようという方も、全校区ではありませんが、今もボランティアとしてかかわっていただいている学校もあります。できるだけ毎年、毎年、たくさんのボランティア、図書館だけではございません。地域の方がボランティアをしてあげようということにつきましては紹介もしておりますし、または学校のほうから求めておりますので、その事業については、これからも進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 以上をもちまして、11番、松本美也子議員の質問を打ち切ります。

これをもちまして一般質問を打ち切ります。

総括質疑（議第34号より認第2号までの19議案について）

○議長（辻 一夫君） 続きまして今期定例会に一括上程いたしました議第34号、平成26年度田原本町一般会計補正予算（第2号）より認第2号、平成25年度山辺広域行政事務組合一般会計及び山辺広域振興基金特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの19議案について、去る4日に行われました町長の提案理由の説明に対し総括質疑を許します。

質疑ありませんか。9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 通告どおり順番に行きたいと思います。

議第34号、一般会計補正予算について質問させていただきます。

今回、ここに3つのことが書いていると思うんですけども、その一つ一つですね。精神障害者医療費助成金とコンピューターシステム改修についての説明と、あと予防接種委託料増額の内容を説明してほしいと。農業委員会費コンピューター改修のどういう改修をするのかということについて説明を求めます。

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（持田尚顕君） まず精神障害者医療費助成金とコンピューターシステムの改修についてでございます。

現行は精神疾患で通院にかかるものが自立支援医療費の対象であります。今回、県において精神障がい者に対する医療費助成の拡充に併せて、精神障害者保健福祉手帳1、2級所持者を対象に入院及び通院のすべての診療科について助成を行うもので、自動償還の方式となります。コンピューターのシステムの改修については、これに関連するものでございます。

それから予防接種の委託料の関係でございまして、まず水痘及び高齢者肺炎球菌の感染症の予防接種を対象といたしております。

まず水ぼうそうにつきましては、1歳から3歳未満の者を対象に、平成26年度に限りましては3歳から5歳未満も対象といたします。それから高齢者の肺炎球菌感染の対象は65歳の者となりますが、経過措置として平成26年度から平成30年度の5年間につきましては、当該年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳というふうな5歳刻みの方を対象として実施をいたします。それから60歳以上65歳未満の方で心臓、それから腎臓、呼吸器等の障がいを有する方も対象となるものでございます。

○議長（辻 一夫君） 産業建設部長。

○産業建設部長（福岡伸卓君） 農業委員会費のコンピューター改修の内容についてでございますけども、今後10年間で担い手の農地利用が農地全体の8割を占める農業構造実現に向けまして、1点目といたしまして、農地の集積、集約化で生産コストを削減すること、2点目といたしまして、耕作放棄地の対策の強化をすることが重要な課題となっております。

そこで農地中間管理機構の農地データを集約することによりまして、農地法の一部が改正されまして、農地台帳の法定化により所有者の利用動向調査などによって情報を公開することが義務づけられました。その法定項目及び任意項目などの公開に対応するために、農地台帳の調整及び既存システムの改修が必要になったということで、今回補助金、お金ということになります。

財源につきましては、全額県支出金でございます。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 一応、障がい福祉については障害1級、2級の人が対象で、10月1日から当町は始めると。ほかに遅れているところはたくさんあるけれども、

うちは頑張るんだということですか。

それと、あとは肺炎球菌ワクチンは、今年65歳になる人が今対象ですよ。今年70歳になる人もなるんですよ。だから毎年受けられる人は限定されていますけど、順次補助していくと。

それと水痘症の説明はなかったように思いますけど、それはもし漏れていたら説明してください。

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（持田尚顕君） 水ぼうそうにつきましては、1歳から3歳未満の方を対象としております。26年度に限りましては3歳から5歳も対象にして実施をしていくということでございます。

高齢者の肺炎の予防接種につきましては、おっしゃったとおり5歳刻みで当該年度ごとに実施をしていくということになります。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それでは次、議第35号、国保会計補正予算について質問させていただきます。

今回、国庫支出金返納金2,700万円を払っています。この返納する理由と、なぜそうなったのかというところの説明をお願いします。

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（持田尚顕君） 平成25年度に交付を受けました国庫の療養給付費等負担金を精算いたすものでございます。

補助金につきましては、確定して後で交付申請するという形ではなく、医療費にかかるものでございますので、約8カ月分の医療費のベースを基に、その年度途中で国のほうに概算の交付を行う。結果的に概算の交付で見込んだ事業費よりも少なくなったということで、その補助金相当2,730万円、平成25年度分を平成26年度に返還をするということでございます。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 見込みよりも医療給付が少なかったということかなと思います。

次に行きます。議第36号、介護保険会計補正予算について。これも同じように

返納金ということで680万円、これについても説明をお願いします。

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（持田尚顕君） この介護保険につきましても、平成25年度の交付金等の実績の確定によります精算でございます。

まず、もらい足りなかったという分につきましては、歳入で地域支援事業支援金交付金及び介護給付金等をそれぞれ追加で受けるものが歳入で措置をいたします。それから逆にもらい過ぎの分につきましては、歳出の返還といたしまして、国庫支出金では介護給付費、地域支援事業費及び介護保険事業の3事業の区分がございます。それによるもので、県支出金返納金並びに支払基金の返納金は地域支援事業にかかるものでございます。これにつきましても一定の計算によって概算交付を請求をして、実績に基づいて各々精算を行うという制度でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それでは議第38号、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例と。

これは先ほど私の一般質問にも、古立議員の一般質問にもあった、県に関する条例の1つなんですけども。この条例は、一応国から大体こんなものですよという見本が来てあって、それを各市町村が自分のところに見合うようにアレンジするということだと思うんですね。

この中で、町として吟味して変更したことがあるのなら、それを教えてほしいと。これをすることによって、現在の保育水準、負担等を維持できるのか、それはどう考えておられるのかと。更には、どの子どもの保育も等しく保証される内容となっているのかと。こういう基準を定めた以上、基準に合っているかどうかを誰がチェックするのかという3点について答弁を求めます。

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（持田尚顕君） まず条例の制定につきましては、国のモデルが示されております。その中で国の基準に従うべき基準と参酌すべき基準と、今2つの区分がございます。この条例につきましては、国に従うべき基準のベースに、そのままの基準を設けておりますので、独自に変更したというところはございません。

それから現在町が実施している事業所は、この事業については該当はございません。国の水準が示されておりまして、それに基づくものでございますので、保育水準というのは全国的な基準で定めるということでございますので、満たせると考えております。

それからどの子どもの保育も等しく保証されるのかということにつきましても、国の基準で定めるものでございまして、保育を等しく保証する内容に定めております。

それから基準に基づいて運用されているか、誰がどのようにチェック、監督するのかということですが、このチェックにつきましては、家庭的保育事業の認可は町で行いますので、その関連から申し上げますと、そのチェックについても町で行うという流れで考えております。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） この条例は田原本町の条例ですよ。田原本町に合ったものを作るというのが、この条例を定めるということだと思います。例えば、ほかの市町村、これは田原本じゃないですけども、ほかの市町村は小規模保育A・B・C、この条例ではAの場合は全部保育士、Cの場合は1人もいなくてもいいとなっていますけれども、全部保育士を当てなさいと提案しているところもありますよね。ご存じですね。

ですから本当に田原本町として小規模保育を実施するに当たって、Aに行った子とCに行った子では違いますよという結果が出ますよね。その点では、どの子にも等しい水準の保育を提供するということになっていないですよ。

それと、やっぱり一番気になるのは、そういう本当に田原本町の子どもにとってどうなのかということが考えられていない。それは大変問題なんです。田原本町にとって本当にこの条例がちゃんと当てはまっているかというのが、それはちょっと一つ、やっぱりびっくりしたのは、この条例の3ページ、第6条には、こんなただし書きが書いてあるんです。

「ただし、離島その他の地域であって、連携する施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて家庭的保育事業等を行う家庭的保育事業者については、この限りでない。」。離島というところは、田原本町のどこにあるんだというところ

ろです。それとも旧第一体育館を売って、どこかの島を買うのかなと私は推測したわけではあります。

なぜ田原本町の条例に「離島」という、ただし書きが要るのかと。これは、この条例を本当に吟味していない証拠じゃないかと思うわけですが、この辺どうされますか。こんな条例を作りますかというところですよ。ちょっと答えていただけますか。

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（持田尚顕君） 当然国の基準を上回る参酌すべきところも可能だということがございます。この設備に関する基準につきましては、最低基準を設けているという解釈をいたしております、参酌すべき基準ということを国の基準で定めたということがございます。

それから離島の表記、離島が入っているというお話しでございます。この項目につきましても、実は国の基準とすべき項目でございました。そこで国のモデルの条例では従うべき基準となっておりますので、単純にそれを引用したという経過がございます。

ただ、議員おっしゃるように、田原本町は離島はございませんので、その離島を省いても問題はないということなんですが、「離島その他の地域」というのも入っておりますので、そのままの国の条文を引用させていただいた。モデル事業をベースとして考えさせていただいたという経過でございます。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） そうしたら離島その他の地域で田原本町に該当するケースはどんなケースがあるのかということがありますよね。これはちょっと事前に、この問題は追及するよという話をしているので調べてもらっていると思いますので、答えてほしいなど。

それとね、この条例には「連携施設」というのがあるんですね。家庭的保育事業者等は0歳、1歳、2歳を預かって、3歳以降入れるところを確保しなさいというのが、これは第6条の第3項に書いてありますよね。書いてあると。ところが経過措置としては、23ページの第3条に5年間は連携しなくてもいいと書いてあるわけですよ。ということは、もし来年から始められたら、0歳で入った子どもが1

歳、2歳になると。次、3歳でどこへ行くかというところが、この事業所は保証しなくていいということが、ここに書いてありますよね。そうなりますよね。それでは、その子はどうするんだと。3歳になって入るところが今でも少ないですよ。3歳から入れてもらうというのは、本当に狭い枠なんです。それが免除をしていますが。それでは本当にこういう施設に本当に入って0歳、1歳、2歳は何とかクリアしたけれども、その先が見えないという条例が決まっていますよね。それは全然、受ける人にとっては大変不安を与えるわけですよ。ここはどうされるのかなと。そんなのはしょうがないよと。特に田原本町は直接やっている保育所がありませんので、それは残念でしたねということにされるのか。どういう対応をされるつもりをしているのか。その点では、田原本町のどの子にとっても等しく保育を提供する、保育というよりも、言ってみれば保育に欠ける子どもたちに、その事業を提供する責任がありますよね。それをどう果たされるのかという、2点お願いします。

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（持田尚顕君） 離島の表記の件でございますが、国の基準省令の中では「離島その他の地域であって、連携の施設の確保が難しく困難である」というところという形でございます。具体的に「その他の地域」というのは、国の中では、具体的にはどういう地域かというのが示されておられません。例えば山間の場所等も考えられるところでございます。本町の場合、そういうふうないわゆる地形的なところでの不便地といいますか、そういう連携が難しいという地域は、現実的にはないところがございます。

先ほど申し上げましたように、離島のみでの表記ではありませんので、「離島その他の地域」という標準例がございましたので、それをもう単純に引用したというところがございます。

それから連携、0歳から2歳の子どもさんが違う3歳のところに行く場合の連携の関係でございますが、これにつきましては、入所の優先基準のところ、その0歳～2歳にお入りになっていた方は、次の3歳のときには連携の施設のほうに優先に入るというふうな調整を図るといふ方法もございますので、そういったところでの対応も考えてまいりたいというところがございます。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 私、3回しましたね。

○議長（辻 一夫君） はい。

○9番（吉田容工君） しましたね。次に議第40号ですね。これはちょっと1つ飛ばして、議第40号をしたいと思います。これはどっちみち共通しますので、田原本町特定保育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例と、これについて、ただしいかせていただきたいと思います。

その点では、条例では優先して入れるところを確保しなさいと言いながら免除するという、そういう弱点を持っている条例だということと、ここではいろいろ気になったわけですが。

この5ページの第6条、「（正当な理由のない提供拒否の禁止等）」と、これは禁止というのはありがたいんですけども、この中に決め方としては、最後には抽選で決める、申し出を受けた順序で決める、そして、そのほかにもその施設の理念、基本方針等に基づいて選考するということがあるわけですよ。ということは、この人を入れてあげる、この人は入れてあげないというのは自由ですよ。施設の判断でできますよと。

これはちょっと、やっぱりそれが正当な理由になるのかどうかということですよ。それを認めるとなったら大変なことになると思いますけれども。その施設の自由な意思で恣意的な入所ができると、この文面では読めますので、それはどういうふうに防がれるのかということ。

あと、これはちょっと簡単な話なんですけど、次の8ページの第13条第4項の（3）「食事の提供に要する費用」と、これはちょっと事務的なチェックなんですけども、食費は3歳以上取るだけで、3歳未満は取らないと書いてあるように思うんですけども、そこだけ確認ですけども、これは言っていたきたいと思います。

それと全体を通じて、今田原本町が示している基準というのは全国的基準です。しかし、先ほど言いましたように、家庭的保育の場合は保育所じゃなくても大丈夫、それから給食も、食事の持ち込みでも大丈夫というような、いろんな契約ができるなっています。その点では、正規の保育所に入れた人は良かったけれども、入れなかった人はちょっと大変だなというところになるわけですよ。

その点で、こういう条例を作られて、町が児童福祉法第24条第1項の保育実施

責任をどう果たしていかれるのかということをお答え求めます。

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（持田尚顕君） まず入所の関係でございますが、施設との契約につきましては、市町村の関与の下、保護者自らが施設を選択し、保護者が施設と契約するとなっております。施設の利用の申し込みがあったときに、正当な理由がある場合を除いて施設に応諾義務を課せられております。正当な理由につきましては、定員がオーバーしたとかというふうなところでございます。

もう1つ、私立保育所の関係でございますが、私立保育所につきましては、市町村が実施するとなっている、その現行の制度と同じような形でございます。私立保育所につきましては、市町村が施設に対して保育に関する費用の委託を行って、市町村と保護者の利用の契約に基づいて利用者の選考を市町村が行うというふうな今流れで考えております。

それから利用者の食費の負担、3歳以上の子どもだけかということにつきましては、3歳以上の子どもの分だけが食費にかかる実費負担につきましては、現在と変わらない、主食費は実費と考えております。

それから児童福祉法第24条第1項の保育実施責任でございますが、これは今現在も責任がございます。そういったことで果たせるという形で取り組んでいかなければいけないと考えております。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 一番最初の問題としては、要するに施設の理念や基本方針ということで、あなたはとるけど、あなたは要らないというのができますよね、これでしたらね。と言って、町として「いや、そんなことは言わずに」とは言ってもらえると思いますよ。思いますけど、こんな条項は本当に要るのかなというところですよ。要するに小規模保育と家庭的保育、それから訪問保育、認定こども園と。これについては言ってみれば契約者と施設で契約しなさいよということですよ。幼稚園、保育所については町が絡んで受け付けしますよということになると思いますけれども、その点では、本当にその施設の理念や基本方針という基準で認めるのかということをおっしゃるとはつきりさせてほしいなど。

やっぱり保育を必要としている人は今も待機されている子どもがいるという、先

ほどの一般質問の中でも答弁されていましてでしょう。8月何日で5人いますよと。では、その5人に対して町は保育に欠けると認定しているわけですよね。ところが行くところがないから待っておられると。これは、やっぱりそれを解消しなければいけないというのがあって、こういうことも出ているんだと思うんです。出ているんですけども、でも実際にこれをやって本当にうまいこといくというか、そういう業者が出てくるかというところもありますしね。その点では、私は田原本町は、先ほどから古立議員が3月末に作っていたのでは対応できないじゃないかという指摘をされていたように、その点では積極的な対応といいますか、どういうふうに能動的に町が持っていくのかということがなかったら、その流れに任せるということになるんじゃないかと思えますけども。

その点では、この条例を作ったからといって、全部の子どもたちが入所できるとも思いません。してからも、いろんな問題がこの家庭的保育等の事業では出てくると思うんです。それに対して本当に田原本町が真摯に向き合っていくことが必要だと思うんです。その点では児童福祉法第24条第1項の田原本町の責任というのは、やっぱり大きいと思いますので、それに対する取組の姿勢というのを教えてください。

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（持田尚顕君） まず園の理念によって入所の手続きを左右するのかどうかというところですが、その理念を示すというのは、やはり保護者のほうからその園を選択するというふうな形での規定であろうと思います。この理念につきましては幼稚園の認定にかかる手続きと承知をいたしております。

それから地域型保育の関係につきましては、制度化された新たな施設でございまして、今後それをどういうふうな形で取り組んでいくのか、事業者の参入も課題としてはございます。ただ0歳～2歳の入所の受け皿となるということもございますので、今後の需要も参入の条件になろうかと思いますが、制度については取り組んでいきたいというところがございます。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 3回行きましたか。

○議長（辻 一夫君） 2回です。

○9番（吉田容工君） まだ2回ですか。

今実際問題、利用者の選択というのは、それはいいことではないですよ。でも多くは「もうどこでもいいから頼みたい」というところが実際だと思うんですね。だからその点では、この条例でこういううたい方をすると施設の主導権を与えますので、それは何とか止めないといけないと思いますので、町の力が発揮できる条文に変えるべきだと思いますけどね。1回、撤回されませんか。まあまあ、それはよしとして。ぜひちょっと本当にどうするんだということを、大きな問題ですけれども、反対に言ったら今田原本町の子育てに対する考え方が問われているという時代ですので、このときを使って田原本町は子育てを応援するんだというメッセージをぜひ発信してほしいなと思いますので、よろしくお願いします。次に行きます。

議第39号、田原本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例と、一緒に議第44号の、これは6年生にするということだけですので一緒に質問したいと思います。

気がついたところだけのチェックしかしていませんが、第18条ですね、「（開所時間及び日数）」というところがありまして、これは開所時間が2つありましてね、小学校授業の休業日には1日8時間、休業日以外の場合は1日3時間と書いていますよね。実際の運営は朝の8時から夕方6時半まで、これが休業日と。授業のない日は放課後から6時半までということでやっていただいております。大変苦勞していただいていると思いますけども、それと大きく離れているということが心配なわけですね。今の状態で時間がそんな必要ないよと言うんだったら、そうではないと思いますけども。必要であると言うんだったら、やっぱり基準を今田原本町のお母さんや保護者の方の需要としては、この時間ですからこの時間にしてくれという基準を提示すべきだろうと思うんですけども、それについての考え方をお示してください。

あと一番最後の経過措置のところですね、職員に関する規定がありまして、平成32年3月31日までの間なんですけども、「修了したもの」を「（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」に変えると、これが意味が分からない。

例えば今15歳の子どもを雇うと。そうしたら平成32年には20歳で短期大学

を卒業すると。そんな子もいけるのかということなんです。なぜこんな項目が入ったのかということについて説明してほしいと。実際、今回は4月から6年生まで受け入れると、対象範囲が拡大するように聞いています。それが実際に受け入れができるのかと、どういう対応をされるのかということについても併せて答弁願います。

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（持田尚顕君） 開所時間、あるいは日数の関係でございます。

この条例につきましては、町内で田原本町が実施をしている直営の施設だけではございません。今後は民間の事業所の参入という、そういう想定が要りますので、田原本町で放課後健全育成事業を実施する場合の基準を定めておるというところでございます。今現在、私どものほうは休日は午前8時から午後6時半まで行っております。この時間については、現状のままで引き続き実施をしてみたいと考えております。

ただ、条例につきましては、他の事業者の参入の関係もございまして、それを最低基準という形で定めておりますので、私どもはその最低基準をまたプラスアルファをして実施していくという考え方でおります。

それから職員に関する経過措置、平成32年3月31日までということでございます。これにつきましては「研修を修了した者」ということでございまして、第10条で「放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したもの」が必要ですよということございまして、保育士の資格とか、社会福祉士とか、学校教育法に基づく従事した者とかという方は対象になるんですが、それと併せて都道府県知事の研修も受けなければいけないということになりますので、これは現在の指導員の方も直ちに受けることができませんという意味で、5年間の間で研修をすれば可能になるというふうな認識をいたしております。（「6年生」と吉田議員呼ぶ）

6年生につきましても、今現在4年生でございしますが、6年生まで拡大をしてみたいということで、田原本小学校、それから南小学校におきましては人数が増えるということもございまして、今年度で増室を図っております。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 今学童保育を委託していますよね。委託契約は3月に切れま

すのか。もう1つありますか。それをひとつ教えてほしいのと。

もう1つは、最後のところで経過措置で、平成32年3月31日までは40人を超えた場合は2人を3人の指導員を配置すると書いていますよね。平成32年3月31日までね。平成32年4月1日からは40人を超えるところは認めないのか、それとも必要だから3人配置するのかということになったら、要らないよと、2人でもいけるという読み方ができるんですけども、これはどうなるんですか。2つ。

○議長（辻 一夫君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（持田尚顕君） まず指定管理者につきましては、現在行っております指定管理者は本年度末、平成26年度末で指定期間が終了いたしますので、今年度中に、新たにまた指定管理者の募集を進めてまいります。

それから附則第2条第2項の40人を超えているという、大きな部屋での実施について、現行も2人を3人という実施をいたしておりますので、これは現状に合わせております。5年以内に、また別の部屋を探して40人に近づけるというふうな解釈をお願いいたします。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） そうしたら、ちょっと1つ飛ばして、議第46号を質問します。財産の取得について。

これは矢部の中継地の用地取得なんです。これは6,840平米を1億4,928万8,400円で買いますよということなんですけども。これの不動産鑑定価格はどうなっているのかというのを教えていただきたいのと、地元自治会との協定内容はどうなっているのか。協定を結んだ、結ばないはいいんですけども、中身がどんなものになるかということですね。あと、近隣自治会の協力が得られる状態になっているかどうかと、この3つについて説明を求めます。

○議長（辻 一夫君） 総務部参事。

○総務部参事（北口尚吾君） 不動産鑑定の価格につきましては、1平方メートル当たり2万5,000円でございます。

次の地元自治会との協定内容はどうなっているかにつきましては、中継地の施設操業に伴う環境保全対策、環境保全を図ることとともに自然景観との調和を図ること、生活環境の保全維持、施設建設、操業に対し環境整備協力金を支払うこと、管

理運営には万全を図ることなど、それから操業期間を定めた内容でございます。

それから近隣自治会の協力を得られるのかの質問でございますが、さきの西川議員の一般質問で答弁いたしましたとおり、満田自治会、笠縫自治会、多自治会、檀原市飯高自治会、大垣自治会への説明会を実施いたしました。説明会では施設の概要と、ごみの処理施設に当たらない施設であることを説明させていただいたところで、周辺自治会につきましては、更なるご理解をいただけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 今、鑑定価格が平米当たり2万5,000円とおっしゃいましたね。（「はい」と総務部参事呼ぶ）

ということですね。それでね、ちょっと心配なのは、これは農地から転用しますよね。（「はい」と総務部参事呼ぶ）

ですね。農業委員会は8月13日にかけてられましたよね。（「はい」と総務部参事呼ぶ）

その手続きは皆完了したんですか。それがちょっと心配なのと。

今答弁の中では、私は近隣自治会の協力を得られるのかと、そういう状態になっているのかという質問をしたわけで、近隣自治会に説明しましたというのは関係ない話で。協力いただけるのかというところを聞いているわけですので、それをちょっと教えてください。

○議長（辻 一夫君） 総務部参事。

○総務部参事（北口尚吾君） 農業委員会の申請につきましては、地元の農業委員委員会を経て県のほうに申達をしていただいております。（「で、完了しているんですか」と吉田議員呼ぶ）

完了につきましては、9月の中旬頃に許可が下りると聞いております。

それから周辺自治会につきましては、先ほど言いましたように説明等はさせていただいておりますが、その中でいろんな意見をいただいておりますので、新たに協力を求めていきたい、ぜひそうさせていただきたいと考えております。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 担当部長からの答弁を本当は予定していたと思うんですけども、農業委員会の手続きは終わっていないですよ。田原本町の農業委員会はかけられましたよね。それでOK出ていると思うんですけども。県のほうで現地調査をして、そして委員会にかけて、常任委員会か何かにかけて、それで許可というのか、どんな書類を出されるのか、県から書類が来て初めてOKが出ますよね。今議会に上程されていますけども、この議会に上程しているのは、農業委員会のOKが出ましたよという上で出しているんじゃないくて、出ると思っていますということで出ていますよね。それはいいんですかね。

私は、すべての条件が整った上で議会に判断を求めるというやり方が普通だと思うんですけども。議会が承認してから、後から農業委員会の手続きが完了することになったら、ちょっとおかしいように思いますが、そこはどうですか。

○議長（辻 一夫君） 産業建設部長。

○産業建設部長（福岡伸卓君） 農地転用についての、まずご答弁をさせていただきたいと思います。平成26年8月13日に田原本町農業委員会の総会で、県への申達をするようにということでご回答いただきました。そして、平成26年8月25日なんですけども、農地の現地調査、県のほうの現地調査がございました。そして平成26年9月2日に奈良県農業会議と言うんですけども、田原本町農業委員会と同じようなシステムなんですけれども、そこのほうで何ら問題なく許認可をいただいたというようにお聞きしております。あとは事務処理を現在決裁中で、事務処理をされている状態ということでございます。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。（「私、3回言いましたか」と吉田議員呼ぶ）

はい。（「もう言えないですね。それでは次へ行きます。よろしいですか」と吉田議員呼ぶ）

はい、9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 議第48号のごみ中継施設造成工事請負について質問させていただきます。同じところですので、同じことを質問したいなと思っています。

要するに、県の許可が出たというときは、ちゃんと書類が出るわけですよ。それがまだ来ていないんでしょう。来ていないんでしょう。来て初めてOKと違いますのか。そうじゃないの。もう県の会議で異論が出なかったから、それで見込み発車

ということでもいいんですかということを知りたいですけどね。ちょっと答えてもらえますか。

○議長（辻 一夫君） 産業建設部長。

○産業建設部長（福岡伸卓君） 今現実には決裁中という、電話を入れると決裁中ということで、週明け早々にはいただけるように聞いております。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） ということは、私がこれを質問しなかったら当然決裁が終わっているような顔をして、これを出しておられるんでしょう。違いますか。それは議員に対して失礼な提案じゃないですか。私はそう思うんですけどね、こんなことが。私が言ったから、まだ終わっていないことが分かっただけの話で、言わなかったら議員が知らなかったから良かったよなというようなことで進めようとしているように、私には見えますんですけどね。

これはどうですか、町長。そんな手続きが完了していないのに、議員には完了したような形で正規の議案って出してくると。おかしいのと違いますか。

○議長（辻 一夫君） 町長。

○町長（寺田典弘君） いや、おかしいかどうかという議事として責められれば、どうかなというところはありますけれども、もう県のほうで許可をいただけるものだという大前提の下で出させていただいております。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） そこで確認しますが、議会運営委員会等で行政側からこういう話があったんですか。あってね、そういうことも内々含んだ上で議会で審議してくださいということになったら、それは議員としてどうしようかという判断はできません。議員に対して何も言わないで、まだ私が議会運営委員会に入っていないからどうだったか分かりませんが。もし言わないで、こう出しておられて、結果終わったら、ちょっと時間は前後したけど良かったわということではね、ちょっと議員としては納得できない進め方だと思うんですけども、そこはどうですか。説明されたんですか。誰が出されたか分かりませんが、副町長が出されたのか、町長か、参事か分かりませんが。議会運営委員会では、そういう前提の話もした上で、この議案を審議してくれと出されたんですか。黙って出されたんです

か、どっちですか。

○議長（辻 一夫君） 総務部参事。

○総務部参事（北口尚吾君） 平成27年9月の既存施設の操業停止を見込みまして、それに伴いまして中継所の操業のスケジュールの中で、今議員がご指摘になった農転の許可については、まだ整っておりませんが、その見込みの中で、この農地の取得、それから造成、建設について議決をいただかないと、平成27年9月に間に合わないものですので今回議案を出させていただきました。

ご理解のほう、よろしく願いいたします。（「いや、そんなの聞いてない。聞いてない。私、3回言いましたか。もう言いましたか。それなら次へ行きますね」と吉田議員呼ぶ）

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 議第49号、ごみ中継施設の建設請負契約について質問いたします。

そうしたらね、要するに議員に説明されなかったということですね、今の答弁からしますとね。

あのね、急いでるときほど、皆さんに協力をいただくのは当たり前なんですよ。「このタイミングしかないからお願いします」と言ってこそ、初めてね、「よっしゃ、分かった」と協力していただけるんですよ。それを言いもしないで、結果的に黙っておいて、言ってみれば、議員の知らないうちにやってしまったとなったら、今度は反対に反発を食らうんですよ。それまで応援してくれた人が反対に回ってしまうんですよ。それが世の中なんです。だから、こういう問題こそ慎重にやらないといけないと私は思いますけどもね。

その点では、この問題については議会運営委員会でも説明がなかったし、これまでも説明がなかったと。議員には、その正式な手続きがまだ完了していないことは教えないで採決してもらおうと思っておられたか、その辺はどうですか。

○議長（辻 一夫君） 総務部参事。

○総務部参事（北口尚吾君） 結果的には、議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。あと4分ですので。

○9番（吉田容工君） あの、助け船とは違いますけども、要するに、県がいつ許可

が出るかということですよ。議会終了日までに出るか、それとも間に合わないのか。そこがやっぱり一番の問題になってくると、私は思いますね。その点はどうか対処されるのか、またそちらで考えてください。あと3分しかありませんので、全然言っていないな。

そうしたら、施設を建設する中では、その安全性は本当に確保されているか。入り口はどの辺にあるのか、施設の入り口。それと、後は御所市のごみ焼却場が稼働するまで、この施設でどういう対応をするのかということについて答弁を求めます。

○議長（辻 一夫君） 総務部参事。

○総務部参事（北口尚吾君） 入り口につきましては、施設用地の北側を予定しております。

安全面につきましては、敷地を有効利用した形で搬入・搬出車両を分離した、無理のない導線計画をし、必要箇所に白線、道路標識及び表示を設け、車両の安全、場内での混雑を回避するための待機スペースを設け、車両の安全を図ります。

次に御所市のごみ焼却場が稼働するまでの間につきましては、現在周辺市町にごみ処理をお願いしているところであり、また既存施設の6カ大字への操業延長についても更なるご理解とご協力をいただけるようお願いしてまいりたいと考えているところでございます。

また、この施設での対応につきましては、本年第2回定例会で吉田議員の一般質問で答弁いたしましたとおり、1日の業務時間内での対応は可能と考えております。

以上でございます。（「何回しましたかな、あと1回」と吉田議員呼ぶ）

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） では、2分しかありませんので簡単にします。

この施設で造りますよね。できてから御所の焼却場ができるまでの間、例えば西竹田の今のところを使えるという可能性はあるんですか。お願いしているという段階ですか、その辺をちょっと教えてください。

○議長（辻 一夫君） 産業建設部長。

○産業建設部長（福岡伸卓君） 先般町長さんも行っていましたお願いしているところでございます。

○議長（辻 一夫君） よろしいですね。（「はい」と吉田議員呼ぶ）

これにて質疑を打ち切ります。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。本日の会議はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

午後 2 時 5 4 分 散会